

# 四川省南川県

— 辛亥革命前後 —

西川正夫

- 一 はしがき
- 二 農村経済の崩潰
- 三 農民叛乱の激化
- 四 南川県における辛亥革命
- 五 支配階層の交替

—

辛亥革命は、二千年以上にわたった中国の専制王朝支配をくつがえして、アジアで最初の共和制を樹立し、人々に精神上空前の大解放をもたらしたものの、不徹底な革命にとどまり、半植民地・半封建の状態から中国の民衆が真に解放されるのは、新民主主義革命の勝利にまたねばならなかった。<sup>(1)</sup>

しかし、反帝・反封建の中国革命の課題を徹底的に達成することができなかつたからといって、辛亥革命は民衆を

把握している郷紳の手になった「郷紳による革命」であり、異民族の清朝政府を倒すこと以外に、ほとんど何もなすことができなかった<sup>(2)</sup>、と位置づけるならば、封建主義を打倒することこそできなかったけれども封建主義に致命的打撃を与えたことを見落とすばかりでなく、辛亥革命の原動力を見まちがえることにもなる。呉玉章が「辛亥革命」の中で、

「かつて皇帝は自ら天子と名乗っていた。もし、だれかが皇帝は強盗だといひ、それをうち倒せとも言うものなら、その人は氣違いあつかいにされた。孫中山先生もかつては人びとから氣違いあつかいにされたものである。しかし辛亥革命以後は、それとは反対に、もし、だれかが皇帝になろうとしたり、ほかの人間をおして皇帝にさせようともするものなら、その人は氣違いあつかいにされたものである。」<sup>(3)</sup>

と指摘しているように、辛亥革命は社会の進歩をはばむ大きな障害であった専制君主制を取りのぞくことによって、中国社会に転換をもたらし、<sup>(29)</sup>「よりいっそう完全な意味で、この革命（ブルジョア民主主義革命）の発端となった、」のであった。

辛亥革命は人々に一瞬の光明をもたらした後、再び中国を暗黒の底に沈淪させ、旧態依然たる支配体制が中国農村に君臨したかにみえる。しかし、このような一見ゆるぎない農村支配体制の背後に、「精神上空前の大解放」の基盤となり、袁世凱の帝制運動・張勳らの清朝復辟などの反動的な策動を破産させる原動力となった中国農村の歴史的胎動をよみとることはできないであろうか。また、この歴史的胎動をさぐることを通じて、郷紳ならぬ辛亥革命の眞の担い手を具体的に把握できないであろうか。これが筆者の当面の課題であり、四川省南川県を素材とした以下の小稿は、この課題を追求するための一階梯である。

南川県は、揚子江をへだてて重慶の東南約一二五キロ、黔江西側の支流石牛河の上流に県城があり、四川省の巴・碁江・涪陵の三県および貴州省の桐梓・正安二県に隣接した省境の小県である。南川県の戸数は約六万戸<sup>(7)</sup>、人口は約三〇万人であり、人口密度は四川省全省の一五九・六人に対して、南川県は一〇三・六人とされており、四川省一三五県中の第一〇二位に位置している<sup>(9)</sup>。人口に対する農民の比率は四川省全省の場合よりもはるかに高く、四川省の中でも後進地域に属していた県である。なお、清代における南川県知県の官缺は難字簡缺に属し<sup>(11)</sup>、民国での県等は三等県に属している<sup>(12)</sup>。

清代、南川県の「正糧」（地丁銀）は、雍正七年（一七二九年）に年額二四六一両に定められ、その後増額されなかつたから、アヘン戦争以前、「正糧」を負担する糧戸（地主）にとつては、「重修南川県志」（民国二十年・一九三一年刊、以下民国「南川県志」と略称）に、

「自清咸同以前、津捐未興、正賦之輕、等於無。有土產交易、概無抽收、是以其民熙熙、樸質純謹、而畏犯法。衣曝於桁、夜可不収、果蔬熟野、黃落尚在。起家者、皆由積穀放債、銖寸積累。雖富厚、無所紛華。惟用力修墳造屋、發舒志氣。器用門戸、務為堅牢、樸拙凶永久。竊謂、此時有田租數百石、得力僮僕二三、供馭使、高臥享成、其逸樂、公侯將相不逮也。」

と記されているように、咸豐元年（一八五一年）以前は、租税負担は輕微で、有つて無きに等しく、封建的抑圧におしひしがれた一般民衆の苦しみをよそに<sup>(13)</sup>、地主たちは王侯將相とみまがう安逸の日々を楽しんでいたのである。

しかし、一八四〇年のアヘン戦争以後、欧米資本主義列強の侵略が日まじに深化して中国が一步一步半植民地・半封建社会に転落し、民衆の反帝・反封建闘争がたかまるにつれて、このような時代の波は、地主たちにとつての桃源境であつた奥地四川の南川県にも押しよせてきた。まず、咸豐二年（一八五二年）、太平天国運動の発展に対応する農民運動彈圧軍事費として、「津貼」が毎年「正糧」とほぼ同額の二四〇〇両徴収されることになり、また翌咸豐三

年より同じく「常捐」の徴収が始まったが、その額は逐次増加、宣統元年（一九〇九年）には年額一万四〇〇〇兩に上った。更に光緒二十七年（一九〇一年）からは義和団賠償金に由来する「新捐」年額九〇〇〇兩の徴収がこれに加わっている。<sup>(16)</sup> 辛亥革命直後、南川県では、清朝の「正糧」（地丁銀）を「正税」とし、「津貼」・「常捐」・「新捐」などを「副税」に整理一括して徴収している。その際、「正税」は清代の「正糧」原額二四六〇兩を毎兩銀円一円六角に換算し、「副税」は「正糧」一兩につき一九円六角の割合で徴収、兩者あわせて「正糧」一兩につき二十一円二角の割合で徴収することにしており、辛亥革命前夜すでに、民国初年の「副税」とほぼ同額、すなわち「正糧」の約十二倍にあたる副税が課せられるに至っていたものと思われる。<sup>(17)</sup> その他、光緒三十二年（一九〇五年）以降、川漢鐵路会社の「川漢鐵路租股」が「正糧」糧額一斗以上の者（収租額十石以上の者とみなす）から、糧額に按分比例して糧額一斗につき九錢徴収されており、年額二万余兩（「正糧」の八倍以上）に達している。<sup>(18)</sup> このような土地税の増額は、官僚・郷紳・胥吏によって、結局、中小地主・農民の上にしわよせされたのである。<sup>(19)</sup>

以上の副税の他に、一九世紀後半、とくに九〇年代以降、「契税」・「肉釐」・「油税」・「酒税」・「茶課」・「茶税」・「磁税」・「当課」・「印花税」・「塩税」などの雑税が、急激に増額されたり、新設されたりしており、農民の消費税負担が激増している。<sup>(20)</sup> 更に、光緒三十四年（一九〇八年）、清朝が延命策として打ちだした「新政（預備立憲）」の実施にともない、「自治・行政・学校・警察・団練・実業」等の地方（南川県）公用にあてるために、従来の国税の他に、地方税が附加されている。<sup>(21)</sup>

以上のような、一九世紀後半とくに九〇年代以降の急激な苛捐雑税の増加、およびそれにもなった後述のごとき物価の高騰によって、南川県の民衆は塗炭の苦しみにあえいでいたばかりでなく、更に資本主義列強の商品輸出によって、農村経済の全面的な崩解に直面していた。

光緒元年（一八七五年）に編纂された『増修南川県志』巻二 風俗には、

「女紅 婦女無論貧富、皆勤紡績、亦有能組織者、單寒之家、中饋井臼而外專以紡績為業、機声軋軋、常徹夜不休」と家庭内で女子が紡績織布にいそしむありさまを特筆大書しており、当時伝統的な男耕女織「農工未分離の家内手工業が南川県の農村にゆきわたっていたことを伝えている。ところが、芝罘条約の結果、一八九一年重慶が開港場として海関を開いた後、事態は急激に変化し、一九一一年には、重慶海関を通過したものだけでも、<sup>24)</sup>それぞれ三四万担・七一万反に達する綿糸・綿布が四川省に輸入されるに至った。<sup>25)</sup>一九三一年に刊行された前掲民国「南川県志」には、卷四之二 食貨下 工業に、

「編布 観音橋・冷水関最多、前数年、城内外亦衆、編粗紗・順紗・細紗三種、」

とふれられているのみで、紡績についての記載はなく、かつて県内農村に広汎に存在した家内綿紡糸業の急速な衰退が推測され、輸入綿糸による織布業もみるべき発展をとげていないことがわかる。

その他の伝統的な土着手工業も、同様の運命をたどったようである。たとえば、洋傘の四川省年間輸入額は、一九一一年に一〇万三五八四本に達しているが、<sup>26)</sup>民国「南川県志」卷四之二 食貨下 工業に、

「傘舗 布傘行市、紙傘將絶、」

とあり、洋傘におされて従来のかかさ製造業が破滅に瀕していることを伝えており、また鞋（靴）についても、

「皮匠 外来皮鞋行市、旧釘鞋・釘靴將絶、」（同書、工業）

「自橡皮鞋出、軽便離水、旧製釘鞋・釘靴淘汰將尽矣、」（同書 卷六 風土 雑俗 衣服）

とあって、皮靴・ゴム靴の進出により旧来の釘鞋・釘靴が駆逐されつつあることを伝えている。また、釘工について、同書 工業には、

「釘工 二三十年前、陳家場人專業不下數百家、歲出万包、今止十余家、歲出數百包、」

とあり、かつて一九〇〇年前後の頃には陳家場で釘の生産に従事する者數百家に及び生産高も年額一万包に達してい

たのが、一九二〇年代後半には釘工はわずかに十余家、生産高も年額数百包にすぎなくなっていることを伝えているが、同書 卷四之二 食貨下 虞業 鉞石 鉄鉞の条には、南川県の主要特産物のひとつである鉄について、

「近来、漢陽・万県鉄入、鉄炉争購之、釘子亦用洋釘、本地鐵廠增鉞、炭鉞艱難、鉄雖貴而滞銷、次第歇業、清代邑人以冶鉄為大賈、盛時常四五十家、民国初年猶二十三四家、今更減十之三四矣、」

とあり、漢陽鉄廠の鍛鉄や洋釘の輸入の影響をうけて、清代最盛期には四五十家を数えた製鉄業者が、民国初年には二十三四家に半減しており、一九二〇年代には更に激減したことを伝え、洋釘の輸入によって釘工が致命的打撃をうけたのみならず、製鉄業者も打撃をうけたことを示している。一九一一年における四川省の輸入額三億五千万本に達している洋針<sup>(27)</sup>についても、石公が「四川通信」に、

「洋紗入川、土紗業絶、洋針入川、業琢針者無路<sup>(28)</sup>。」

と述べており、土着紡績業の壊滅とやらんで、洋針の輸入によって土着の琢針業者が生活の道を絶たれたことを伝えているが、釘工もこれと同様の運命をたどったのであろう。「四川通信」はこのあとにつづけて、

「洋広貨入川、吸尽所有城市鄉村利矣、」  
と述べており、また民国「南川県志」に、

「南邑、旧時地僻俗儉、本地製造皆樸陋、粗拙之器物亦周日用、今則精巧便利者、自外源源而来、有以新滅旧之勢焉、不亟図改良、鈎規（蜀都賦注、裁木為器曰鈎、音劈、裂帛為衣曰規）針管皆仰他人、民窮財匱何以挽之、」  
とあるように、外来の工業製品によって都市と農村のあらゆる土着手工業が駆逐圧倒されてしまったのである。

土着手工業衰退の影響は、伝統的な同業組合制度・行帮の上にも及んでいる。民国「南川県志」卷六之一 風土上雑俗 戯劇の条に、

「旧時、邑有城隍願戲、有各廟會各工商帮願戲、皆以酬神為題、其實各廟有会底、工商各帮派逗、每歲春夏之交、

必接班演戲四五十日、任人入場縱觀、民国、各庙会底解散消滅、願戲亦廢、間有数人聯絡開戲園売客坐者、地方貧瘠、期間不久、」

とあって、清代に工商帯の出資によって毎年春から夏にかけて四五十日間にわたり上演され、入場自由であった願戲が民国に入って財政的基盤の解体により廢止されたことを伝えており、民衆的娛樂の一つである願戲衰退の背後には、外国工業製品の進出・土着手工業の衰退によって、願戲を支えていた伝統的な同業組合行帯が経済的基盤を喪失し、崩壊しつつあったという事情が介在したことを示している。

以上のように、一九世紀後半、とくに九〇年代以降、急激に強化された清朝政府による苛捐・雑税の収奪と、四川省が世界資本主義市場の一環にくみこまれていったことは、両者あいまって、物価の上昇をもたらし、民衆の生活は、ますます窮迫の度を深めていった。つぎに民国『南川県志』所載の「南川県物価一覽表」の一部を紹介する。<sup>(30)</sup>

まず、光緒元年（一八七五年）から宣統三年（一九一一年）の間に、主要な商品の価格が三割から十割高騰している。しかし、南川県の特産移出品である鉄・石炭・茶・生糸・漆などは、他の物価が高騰しているにもかかわらず、ほとんど値上がりしていない。米・小麦・玉蜀黍・大豆・菜油などの農産物に較べて、農民の日常必需品である塩・白布・焼酒の上昇率ははるかに大きい。民国『南川県志』によれば、米を常食とすることができたのは、地主や富裕な農家の老人だけであって、貧しい一般民衆は玉蜀黍さえ口にすることができればそれですら幸としたというが、その玉蜀黍や麦・大豆の上昇率は、米の上昇率よりも高い。このことは、「秋に売って春に買い、」<sup>(31)</sup>「米を売って雑穀を買う」<sup>(32)</sup> 飢餓的販売を余儀なくされていた農民が、物価上昇の面でも最大の被害者であったことを示している。こうした状況の下で、階級分解が進行して自作農は没落し、ごく少数の地主の手に土地が集中していった。<sup>(33)</sup>

物 価 一 覧 表

| 麦一小斗 |       | 大豆  |       | 白布一件              |                     | 塩一斤            |                     | 肉一斤            |                     | 焼酒一斤           |                     |
|------|-------|-----|-------|-------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|
| 価格   | 指数    | 価格  | 指数    | 価格                | 指数                  | 価格             | 指数                  | 価格             | 指数                  | 価格             | 指数                  |
| 文    |       | 文   |       | 文                 |                     | 文              |                     | 文              |                     | 文              |                     |
| 250  | 100.0 | 250 | 100.0 | 800<br>至<br>1200  | 100.0<br>至<br>150.0 | 50             | 100.0               | 60             | 100.0               | 40             | 100.0               |
| 260  | 104.0 | 270 | 108.0 | 同上                | 同上                  | 60<br>至<br>80  | 120.0<br>至<br>160.0 | 同上             | 同上                  | 40<br>至<br>50  | 100.0<br>至<br>125.0 |
| 400  | 160.0 | 380 | 152.0 | 1300<br>至<br>1600 | 162.5<br>至<br>200.0 | 80<br>至<br>100 | 160.0<br>至<br>200.0 | 80<br>至<br>120 | 133.3<br>至<br>200.0 | 60<br>至<br>100 | 150.0<br>至<br>250.0 |

| 石炭十斤          |                     | 鉄一石               |                     | 毛茶一斤            |                     | 家山絲一斤             |                    | 漆一斤             |                     |
|---------------|---------------------|-------------------|---------------------|-----------------|---------------------|-------------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| 価格            | 指数                  | 価格                | 指数                  | 価格              | 指数                  | 価格                | 指数                 | 価格              | 指数                  |
| 文             |                     | 文                 |                     | 文               |                     | 文                 |                    | 文               |                     |
| 20<br>至<br>40 | 100.0<br>至<br>200.0 | 2500<br>至<br>3000 | 100.0<br>至<br>120.0 | 400<br>至<br>500 | 100.0<br>至<br>125.0 | 2000<br>至<br>1600 | 100.0<br>至<br>80.0 | 600<br>至<br>700 | 100.0<br>至<br>116.7 |
| 同上            | 同上                  | 同上                | 同上                  | 同上              | 同上                  | 同上                | 同上                 | 同上              | 同上                  |
| 同上            | 同上                  | 同上                | 同上                  | 同上              | 同上                  | 同上                | 同上                 | 同上              | 同上                  |

三

十九世紀後半、とくに一八九〇年代以降、苛捐雑税の急激な増加と半植民地化の深化が進行する中で、四川の農民は貧困の極に追い詰められ、各地で農民暴動に起ち上がったが、南川県の農民も、その例外ではありえなかった。

そもそも、南川県では、咸豊十一年（一八六一年）と翌同治元年（一八六二年）の二度にわたって、翼王石達開の率いる太平天国軍の攻撃をうけ、防戦にあたった団練団丁の戦死者は、民国「南川県志」に記録された者だけでも三百名を越えているが、その後は、

「吾邑、自清同治中年髮・黔二匪平息後、至光緒二十年以前、内地実無盜賊（猶記光緒十三年丁亥、南路鷹石台張姓被劫、為前後二十年僅見之事、且其地即近桐梓、非腹内、）」

## 南川縣

|                                 | 穀一小石              |                    | 米一小斗            |                    | 玉蜀黍小斗   |       |
|---------------------------------|-------------------|--------------------|-----------------|--------------------|---------|-------|
|                                 | 價格<br>文           | 指數                 | 價格<br>文         | 指數                 | 價格<br>文 | 指數    |
| 光緒元年(1875)<br>至<br>同 20年(1894)  | 1500<br>至<br>1300 | 100.0<br>至<br>86.7 | 360<br>至<br>300 | 100.0<br>至<br>83.3 | 260     | 100.0 |
| 光緒21年(1895)<br>至<br>同 34年(1908) | 1200<br>至<br>1600 | 80.0<br>至<br>106.7 | 300<br>至<br>380 | 83.3<br>至<br>105.6 | 280     | 107.7 |
| 宣統元年(1909)<br>至<br>同 3年(1911)   | 2000              | 133.3              | 460             | 127.8              | 400     | 153.8 |

|                                 | 白糖一個    |       | 黃糖一個    |       | 菜桐油一斤          |                     |
|---------------------------------|---------|-------|---------|-------|----------------|---------------------|
|                                 | 價格<br>文 | 指數    | 價格<br>文 | 指數    | 價格<br>文        | 指數                  |
| 光緒元年(1875)<br>至<br>同 20年(1894)  | 560     | 100.0 | 320     | 100.0 | 70<br>至<br>80  | 100.0<br>至<br>114.3 |
| 光緒21年(1895)<br>至<br>同 34年(1908) | 同上      | 同上    | 同上      | 同上    | 同上             | 同上                  |
| 宣統元年(1909)<br>至<br>同 3年(1911)   | 600     | 107.1 | 400     | 125.0 | 100<br>至<br>80 | 142.9<br>至<br>114.3 |

とあるように、一応、支配階級にとっては相対的な安寧の時期が三十数年ばかりつづき、民国「南川縣志」の「団練紳首弁兵遺難表」にも、その間、戦死者名の記載がない。しかし、光緒二十年代（一八九〇年代後半）に入ると、前述のように苛捐雑税の急激な増加、物価の上昇、農業構造の半植民地的再編成が進行するにつれて、四川省各地、南川縣にも「土匪」が跳梁するようになった。南川縣における事態の進展を年代記風に示すと、つぎのようである。

光緒二二年（一八九六年）、民国「南川縣志」に、

「是時、川省各縣均有搶案、本邑亦然、」

とあるように、四川省各縣におけると同様に、南川縣にも「搶案」（強奪事件）が頻発するようになり、四川總督鹿伝霖の通達をうけて、南川知縣雷登閣は団防局を開設、常練四十名を募り、在籍千總章才椿を練總に任命して、治安の確保をはかるにいたっている。<sup>37)</sup>

光緒二三年（一八九七年）、前年が不作であったため、春、端境期の饑饉に米価が高騰し、下川東の各地では飢民が「聚衆掠食」して米騒動を起こしたというニュースが伝わり、人心が動揺した。知縣雷登閣は「濟倉」を開いて

米を放出し、富紳に粥廠を設けさせ、収祖額に応じて穀物を寄附・平糶させる一方、団防に警戒を命じ、治安の確保をはかっている。<sup>(39)</sup>

光緒二四年（一八九八年）、余棟臣の率いる有名な反キリスト教運動が大足県を中心に勃発、川東・川南の各県を震撼させた。南川県にも余棟臣来攻のうわさがひろまり、地主たちは県内各地で太平天国石達開軍来攻の際に村人が避難・籠城した山寨を修復し、避難の準備をはじめた。知県雷登閣は、練勇を増加し、各保から壮丁二名を団防局に集め、一六〇名に訓練を施している。<sup>(40)</sup>

光緒二四・五年の間に、県外より著名な哥老会の首領孫志高が来県、各地で会党の歓迎をうけ、彼等を率いて県内を横行、いたる所の場市で行劫（強奪）をくりかえしたが、各地の団甲はこれを追求することができなかった。こうして、「大匪」が公然と徒党を率い群れをなして場市に宿をとり、哥老会を通じて横の聯絡をつけつつ、連発銃を手にして各地をわたり歩き、強奪拉致する風がひろがり、これに乗じて無頼の徒も窃盜掠奪をはたらくようになった。<sup>(41)</sup> 民国「南川県志」に、

「自二十四・五年來、搶匪四起、捉富民、焚村舍、白昼攔路奪貨、内患日棘、」<sup>(42)</sup>

とあって、この頃から富民（地主・商人・高利貸）に危害が加えられるようになり、治安が日に日に悪化したことを伝えている。

光緒二六年（一九〇〇年）、「義和拳匪」の「邪術」が四川省各県に伝わり、南川県にもひそかに靈驗をためす者が現れた。<sup>(43)</sup>

光緒二八年（一九〇二年）冬、南川県各地に「匪患」が頻発。南川知県広厚は治安の悪化に対処するため県内各地の郷場に命じて「冬防」を開設することにし、大保に百名、中保に七八十名、小保に五六十名の練丁を置く一方、各保から壮丁七・八名、計三百余名を団防局に集めて、冬期に城内で訓練を施し、春に解散帰郷させることに決め、ま

た、各地の要路高所に竊楼を築かせ、牌首（十家の長）の統率の下、輪番で夜間警備に当たらせている。<sup>(44)</sup>

光緒二十九年（一九〇三年）、「巨匪」楊炳元の配下の楊世玉・楊興發・張青雲・古定邦・張矮子らは、南川・正安兩県の県境地帯に盤踞していたが、米糧壩・斑竹林等に部下を率いて駐屯し、円村壩の保正章煦（兄章熙は県の団防局練総）に通行を黙認するよう求めて拒否され、民兵千余人及び応援にきた章熙の率いる練丁と戦火を交じえ、練丁・民兵をうち敗り、章煦の邸宅を焚き、復盛場（円村壩）を数日間占拠して、立ち去った。<sup>(45)</sup>先に述べた「団練紳首避難表」には、同治元年（一八六二年）の石達開軍進攻以来四十年ぶりに、この事件の戦死者が大旗章振武以下練丁三名、民兵四十余名記録されている。

光緒三十一年（一九〇五年）、涪陵・巴・南川三県の県境で石匠の余化龍や李太元・張惠川・郭潤・鄧四・王松柏らが、仇教（反キリスト教）をスローガンに多数の人々を集め、義和拳を習い、武器をつくり、期日を定めて蜂起の準備をしていた。北路乾豊場の保正堯松屏は、壮丁三百人を率いて先制攻撃をかけ、李太元・張惠川・王松柏らを逮捕したが、余化龍は逃亡した。<sup>(46)</sup>

同年三月、石溪郷羅洞坪の人李戎衣は、衆を擁して涪陵・南川県境地帯の場市を「行劫」すること、二・三年に及んでいた。県では、二月に、団防の他に外来の軍隊の援助を得てその死党十余人を殺戮し、三月、逃亡した李戎衣を鳴玉郷冷水関の茶館で逮捕した。<sup>(47)</sup>

光緒三十二年（一九〇六年）、北路水江郷石牆場の人雷現廷は、徒党をひきいて県境の場市数場をあらしまわること二年余にわたっていたが、同地方の団練は敢えて手出ししようとはしなかった。期限内に逮捕できなければ雷現廷らと同罪とみなすという清朝官憲の厳命督促をうけて、楊柳壩の保正陳柱卿が団衆を率いて出兵、近隣の協力を得て雷現廷の部下をほとんど逮捕し、三二年正月に、やっと首領の雷現廷を老林山山中で逮捕した。保正陳柱卿は、その功勞によって、藍翎六品職銜に舒せられている。<sup>(48)</sup>

光緒三十三年（一九〇七年）三月、著名な「巨匪」劉天成は、重慶府下の諸県を横行していたが、貴州省桐梓県芭蕉壩より部下三十余人を率いて南川県に入境、徳隆場の郷紳童仲藩の邸宅を襲い、財貨を尽く掠奪し、仲藩の兄伯修・弟叔文を人質として、身代金四千両を強奪した。連発銃を所持する「大匪」に、団練は敵すべくもなく、知県の呂森は、五月二五日、警察局の巡目周錫祿・副巡目楊紹菴に警兵三班を率いて出兵することを命じ、倪哨官の率いる巡防軍の兵一班と合流、討伐にあたらせた。同二八日払暁より、兩軍戦火を交じえること半日に及んだが、「巨匪」劉天成は、巡防兵一名を斃した後、戦死者数名をのこして出境した。民国「南川県志」には、

「搶匪敢抗官軍開明仗、地方文武長官胥視為勁敵、自此役始、」<sup>(49)</sup>

とあり、「搶匪」が清朝の正規軍と敢然と戦火を交じえ、官憲をおそれさせるようになったのは、この戦役に始まると特筆して、この事件を重視している。後に、劉天成は江津県で逮捕され処刑されたが、中国革命同盟会の幹部で、辛亥革命前後四川省で活躍した熊克武の回想記「辛亥革命前我参加的四川幾次武装起義」<sup>(50)</sup>によると、劉天成は中国革命同盟会の革命運動に参加して、犠牲となったものようである。回想記によれば、同盟会員熊克武・余英・黃樹中・楊兆蓉らは、光緒三十三年一月一日（一九〇七年一月六日）、川南の江安・瀘州で同時に武装蜂起することを計画したが、事前にことが洩れ、蜂起は失敗した。同盟会の幹部で、川東・川南方面の会党の首領でもあった余英の招きを受けて、四川・雲南・貴州三省省境地帯の会党の首領であった劉天成は、瀘州城内での蜂起に、城外から呼応することを約束、江津県から大隊を率いて瀘州支援に赴く途中、蜂起失敗の消息に接し、熊克武・余英らと至急善後策を相談するため、部隊から離れ変装して出発した所、部下の呉という男の裏切りにあい、江津県白沙で清朝官憲に逮捕され、重慶で処刑されたのであるという。また、劉天成の遺骸がみせしめとしてさらしものになった時、一人の老人が進みでて、禍を招くのをおそれず、手厚く焼香磕頭した。その老人は、かつて貴州・雲南に商用で旅行した時追剣にあい有り金をさらわれ、悲嘆のあまり自殺しようとしていたところを、通りかかった劉天成に救われ、銀子を恵ま

れたおかげで一家が路頭に迷うことをまぬがれたのであった、という話を伝え、劉天成は、劫富濟貧、義侠心にとんだ緑林の豪傑であったと述べている。

このように、所謂「匪」と称されている人物が、中国革命同盟会の革命運動に参加している事実は注目される。一九世紀九〇年代後半以降になって、「匪」の活躍が四川各地の県志に現われてくることから知られるように、彼等は従来どおりのやり方では生活して行くことができなくなり、「匪」となることを余儀なくされた民衆であった。このような民衆、県志などに「匪」と称されている人物が、中国革命同盟会の革命運動に関与していることは、彼等が、掠奪をこととするいわば単純な「匪」たるにとどまらず、彼等をして「匪」となることを余儀なくさせた半植民地・半封建体制そのものと対決してたたかう勢力に発展する契機をもつものであったことを示している。

宣統元年（一九〇九年）、前述光緒二十九年の条にその名前を見せている「悍匪」楊炳元は、その後、石牛溪に公然と店舗を開いていたが、知県孫守正の派遣した団練によって逮捕され、死刑に処せられている。

所で、南川県各地の場市・郷村の警備は、すでに述べたように、治安が日に日に悪化する中で、光緒二十八年（一九〇二年）知県広厚が指示した「冬防」によって辛うじて維持されていたが、やがて、民国「南川県志」に、

「至冬防、按戸出丁、数日一集、止可行於農隙、農工商各營生業、深以強迫赴操為苦、教練者又以不能整齊認真為難、匪徒日滋、鋒日銳、防範者漸有終歲不能息肩之勢、於是、當道場保多主籌常款、招常練、借名冬防而美長期、以二三十名為度、或就市抽捐、或鄉戸分上中兩等、按月派錢米供給、俱經稟官立案、准以特別情形酌宜弁理、宣統二年冬季、知県唐之聲又札各保通弁冬防、次年、保路同志會遽起、動搖益加緊、預備增製槍械、惟小保力不能逮、乃仍旧冬聚春散、」

とあるように、「匪徒」が日に日に増加し、その勢力が強化されるにつれて、県内各地の場市郷村では、盜賊の多い冬期にのみ警備するいわば一時的な「冬防」の範囲内では治安の維持をはかりえなくなり、形式は「冬防」であって

も、事実上、二・三十名の常練を常置する通年警備の体制に移ることを余儀なくされており、辛亥革命前夜の宣統二年（一九一〇・一九一一年）には、資力の乏しい小保を除き、すべての団練が知県唐之声の通達をうけて通年警備体制をとるにいたっている。<sup>33</sup>このような事態の中に、南川県は辛亥革命を迎えたのである。

以上のような農村の治安の悪化、郷紳地主の農民支配体制の動揺は、郷紳地主たちの「匪患」対策が、清末に、「山寨」方式から「碉楼」方式に転換せざるをえなかったことの中にも、端的に現われている。前述のように、山寨は、光緒二十四年（一八九八年）の大足県余棟臣起義に際して、南川県の各地で修復がすすめられたのであり、碉楼は光緒二八年（一九〇二年）冬、知県広厚の指示によって構築されはじめたのであるが、この山寨について、民国「南川県志」巻九 兵防 清代 団防の条には、

「咸同年間、郷人各就附近山險築寨避乱、力足者修石垣砌門鑄礮、内建瓦屋倉廩（旧志載著名塞堡約七十处）、髮匪經過、連年虚驚、富家恆留人住守、平靖後、尽徹下山、風霜摧敗、崩圯殆尽、余棟臣之警軍事修葺、匪患日熾、富人置器用財賄其中、或徑搬入自保、而乱期延長、無人助守、匪徒瞰虚、匪攻、反陷絶地、值広令提倡碉楼、」  
とあり、また同書 卷十四 雜述 叢談 南川社会状況 清代の条には、

「甲午後、謠駭日至、盜賊乃起、孫志高・劉天成・楊炳元・李容衣・雷顯廷之属、糾衆行劫、団保為之不寧、隣県時有害故、風鶴動揺、郷民屢次築寨（従前髮匪犯境、郷人羣聚一寨、力足自保数月、寇退、即可復常、至是富戸仍築牆修屋、聚財其中、而患無已期、匪瞰其財盈力单、尽力攻之、不異漫蔵以誨、後漸覺寨不足倚、転而築碉、亦因時制宜之變遷也、）」

とある。即ち、山寨は、かつて咸豊末年太平天国石達開軍の進攻に直面して構築され、村人たちが皆籠城したのであるが、その時には、数か月の間もちこたえることができれば、太平天国軍はいわば外からの「寇」であって補給が続かず退却したので、村はもとどおりの生活にもどることができた。ところが清末の「匪」は、いわば農村内部からの

「匪」であり、「匪患」は恒常化してやむ時がなく、郷紳地主たちは、修復した山寨に財貨を運び入れて籠城したものの人々の支援もなく、防禦が手薄なために豊富な財貨がかえって恰好の攻撃目標になり、結局、地主たちはわれとわが身を窮地におとしいれる結果となった。こうして、山寨の頼むに足らないことが明らかとなり、このような時代の変化に対処して、清末には、禍楼が山寨にとって代わるようになった、というのである。明代以来、郷紳層の郷村防衛に大きな役割を果たして来た山寨が、清末にその歴史的生命をおえていることは注目されてよい。

なお、農村内部における階級対立の激化・郷紳支配体制の動揺と、それにとまなう「山寨」方式の破産に対処するものとして、時代の脚光をあびたこの禍楼についても、民国「南川県志」巻九 兵防 清代 団防の条に、前出四六頁の引用につづけて、

「値広令提倡禍楼、私人争效、即傍坐宅建築、外隔内通（東南路多用石、西北路純用土、惟陳家場特団練、公私皆無之）、其高三四重五六丈、上重開牖、以便闕外施放槍礮、於是禍楼徧全県、約而易守、近而不勞、固而不費、以寡拒衆、洵為藏身之固、惟衆財多而孤立、匪以長困之、駟人四面揮鋤、終為石擲、亦可恃而不可尽恃、」

とあり、邸宅の傍にたてられた禍楼は、外には敵の侵入を断ち、内には邸宅との聯絡が容易であり、高さは三・四層五・六丈で、上層には窓があつて敵襲の監視と射撃に便利なようにできており、守るに易く、労力を費やさず、少数の兵力で多数の敵をふせぐことができ、まことに防備堅固の要塞であつた。しかし、地主たちの財貨の蓄積がすみ、階級対立が激化して孤立するようになると、「匪」は一方で農耕に従事しながら他方で長期戦のかまえをとってじっくり包囲作戦を遂行したので、さしもの堅固な禍楼もついに石墓と化してしまつた、と述べている。光緒末年以降、破産した「山寨」に代わるものとして、南川県各地で公（郷紳地主集団）・私（個々の郷紳地主）ともども争つて採用した「禍楼」も、より一層の矛盾の激化、農民層の離反・階級意識の向上による「匪患」の恒常化・人民戦争化の前には、郷紳地主階層の石墓と化したのである。このような事態が、民国「南川県志」の編纂された一九二九年

以前に、すでに進行しつつあったことは注目される。<sup>(55)</sup>

#### 四

「冬防」の通年化、「山寨」の破産などに端的に示されているような郷紳地主の農村支配体制の動揺の中に、南川県は四川保路運動・辛亥革命の宣統三年（一九一一年）を迎えたのである。まず、辛亥革命の導火線となったといわれる四川保路運動の経過を、簡単に述べるとつぎのようである。<sup>(56)</sup>

清朝は、陰曆四月一日（陽曆五月九日、以下同様）「幹線鐵路国有令」を發布し、四月二二日（五月二〇日）英・米・独・仏四国借款団と六百万ポンドの「粵漢・川漢鐵路借款契約」に調印し、五月五日（六月一日）付け四川護督王人文宛電報や五月二一日（六月一七日）の「川漢・粵漢鐵路收歸国有詳細弁法」公布によって、鐵道の回收方法を明らかにした。川漢鐵路公司はこれまでに約一千五百万兩の資金を集めていたが、公司幹部の汚職・横領等によって、すでに八百万兩が雲散霧消、開通をみた路線は僅かに八哩にすぎず、四川省の立憲派郷紳は川漢鐵道建設に自信を失っていた。従って、国有令發布当初、彼等は鐵道国有に対して必ずしも反対ではなく、清朝によって鐵道が早期に建設される一方、他方で、鐵道の買上げによってすでに費消した建設資金及び「存款」（現存の建設資金）が彼等の手にもどり、彼等立憲派の立場を強化しブルジョア化を促進するのに役立つ実業振興・教育振興にその資金を転用できるならば、それはむしろ望む所であった。なお、同盟会員の龍鳴劍は鐵道国有に一貫して反対の態度を示している。<sup>(57)</sup>ところが、借款契約によって四川省の財源を担保にとられ鐵道の権利を外国ににぎられることが予想されたばかりでなく、鐵道国有化にあたっての処理方法が他の三省（広東・湖南・湖北）に較べて四川省の場合とくに不利であり、「存款」が現金で彼等の手に入らないことが明らかとなるにおよんで、彼等立憲派は態度を一変し、国有反対・借款反対・鐵路商弁を唱えるに至った。五月二一日（六月一七日）には、成都に保路同志会が結成され、つづいて

その分会が四川省各地で各階層の人々によってそれぞれ組織され、保路同志会を先鋒隊、鉄路公司股東会（株主会）を大本營、諮議局を殿軍とする形で、四川保路運動が展開しはじめた。

保路運動の展開にあたって、保路同志会を牛耳る立憲派は運動方針を

「惟本会（四川保路同志会）所最重者、一在防暴動、二在有秩序、三在使四民知此事之利害關係、」

として、会合は事前に清朝官憲と相談、官憲の臨席を要請し、警兵の派遣を求めて不時に備え、必ず団総・学董・郷約・保正・客長などの有力者・顔役を招待し、屋外集会を避け、住所・氏名の明記を求めて入場者に制限を加えるなど、運動が封建的秩序をみだし、秩序の枠外にはみでて、革命に転化することをおそれ、その防止にひたすら心をくだいていた。しかしながら、他方、清朝に譲歩を迫り有利な解決をかちとるには、民衆のエネルギー・反対運動の昂揚に依拠せざるをえず、

「毎当演説時、憤激不顧前後、則聽衆歡迎、若果瞻顧前後、研究弁法、則衆極不滿、」

というジレンマになやんでいた。

川漢鉄路公司の宜昌鉄路分公司総理事李稷勳は、総公司の通達や股東会の決議をまつことなく宜昌の路事権（路権・存款等）を清朝に移管して四川民衆の憤りを招き、股東会から辞職勧告をうけていたが、清朝は、このような四川民衆の意向を無視し、閏六月二五日（八月一八日）、李稷勳に宜昌路局の管理と「存款」による工事の継続を命じた。立憲派は、民衆の憤りに火をつけることをおそれ、このニュースを秘匿しておこうとしたが、結局民衆の知る所となり、こうして運動は、七月一日（八月二四日）、成都市民の罷市（商店ストライキ）・罷課（学校ストライキ）に発展、各地に波及した。これは、保路同志会の「講演要旨」の一条に、

「一、学・商各界仍須勸其照常勤務、不可以此罷市・罷課、」

と定めた彼等立憲派の当初の意図に背くものであった。彼等は、早速、清朝官憲と協力して「官紳商学界聯合維持保

「安会」を組織するべく活動をはじめ、秩序の維持と暴動の防止に全力を傾倒した。また彼等は、罷市が長びくことによつて治安の悪化することをおそれ、罷市中止・開市とひきかえに抗糧抗捐を提案したが否決され、七月九日（九月一日）、運動は罷市罷課・抗糧抗捐に發展した。

清朝の督促と情勢の悪化に追いつめられた四川総督趙爾豊は、弾圧によつて事態を一挙に解決しようと計り、七月一日（九月七日）諮議局議長蒲殿俊・川漢鐵路特別股東會會長顏楷・保路同志會交渉部長羅綸ら保路運動の首脳部を逮捕し、首脳部の釈放を請願する民衆に発砲、血の弾圧を行なつた。既に保路運動發展の下で、中国革命同盟会の龍鳴剣・王天杰、哥老會の侯宝齋・秦載庠らが武装蜂起の準備をすすめていたが、七月一日の弾圧をきっかけに、翌一六日より彼等を中心各地で同志軍が一齐に武装蜂起し、暴動は四川全省に拡がった。武装闘争の全省的な展開に慌てた清朝は、鉄路大臣端方につづいて元四川総督岑春煊を四川に派遣して鎮撫に努める一方、他方で九月五日、（一〇月二六日）逮捕した立憲派の蒲殿俊らを釈放、情勢の緩和を狙つた。蒲殿俊らも、これに承えて、四川民衆に戦闘停止を呼びかけたが、もはや効なく、十月一日（十一月二一日）川北の広安に同盟會員曾省齋らを中心「蜀北軍政府」が独立、翌十月二日、同盟會員張培爵・夏之時らによつて重慶に「蜀軍政府」が成立、十月四日瀘州に「川南軍政府」が独立し、十月七日（十一月二七日）遂に四川総督趙爾豊が蒲殿俊らと協約を結んで辞任、位をゆずられた蒲殿俊が正都督となつて成都に「大漢四川軍政府」が成立した。その後、曲折を経て、一九一二年四月二七日に、立憲派主導の下に四川が統一され、尹昌衡を都督、張培爵を副都督とする「四川都督府」が成立したのである。

さて、南川県における革命の経過は、つぎのようである。南川県から重慶府中学堂・川東師範学堂両校に留学していた劉代俊・王懋遷・唐子方らは、両校の教員張培爵・熊兆飛・楊庶堪や学友とともに同盟会に入会して革命を唱え、しばしば南川県に帰省しては県の教育界・団練界の主要人物に働きかけ、「防匪防乱」のための長期団練（通年警備体制）に名を借りて、武装蜂起の準備をすすめていた。九月に入ると、重慶府中学堂の教員熊兆飛と川東師範学

堂の学生鄧篤がひそかに来県、観橋郷白沙井や石溪郷石牛溪等で蜂起の期日を打ち合わせ、韋述燮は南川城内に入り、蜂起に対して城内からの内応を組織する工作を行なった。十月一日(十一月二日)午後九時すぎ、唐文樟や王念侯らに率いられて石溪郷石牛溪・鳴玉郷石牛河を出発した南川県革命軍は、霖雨吹きすさぶ中をぬかるみをつけて行軍し途中で合流、翌二日未明南川県城北門に到着、城内の団練に迎えられて入城した。ややおくれて、楊暉吉の率いる水江郷橋塘の革命軍も到着、清の知県唐之声・経徴分局委員全鼎元・警察局警務長楊玉崙を普沢寺に拘留し、城外の客寓に潜伏していた熊兆飛・鄧篤をそれぞれ統領・司法に推戴し、その他の各機関は県の郷紳・留學生が分担することにした。同日午後、大有郷の涂禎祥が東路の義軍数百人を率いて到着、その後二・三日の間、革命の旗をかかげて入城する者があいついだという。四日、重慶も同じく二日に独立したというニュースが入り、人心が安定した。一切の旧規を改め、清代の団防を解散し、義軍(革命軍)千余人を點検、銃を所持しない者には旅費を支給して帰郷させ、残る八百名を鎮東・鎮南・鎮西・鎮北の四軍に分け、專経書院・禹王廟・万寿宮等に分駐せしめた。程なく、東・南・西三軍を整理して、鎮北軍一軍に城防と郷村の「打匪」の任にあたらせることになり、談毅が統率した。その後、

民国元年(一九一二年)革命軍を解散し団練を復活せよ、との蜀軍鎮撫府胡景伊の命令を奉じて鎮北軍を百名に整理し(66) 県団練総局を設置、法団(地方自治機関・自治団体)の投票によって談毅を総局長に、陳沢三を副局長に任命した。民国二年(一九一三年)冬に、談毅・陳沢三が辞職、張茂春・周慎と交代しているが、多分、熊克武・楊庶堪らの二次革命の敗北に起因する人事交代であろう。

民国元年(一九一二年)一月、南川県統領の熊兆飛は蜀軍政府の監察院院長に任命されて重慶に戻り、代って欧陽志が着任、統領を南川県司令と改称した。革命後、諸事多端のため衆議により県人の章煦が南川県副司令に推され、蜀軍政府の認可を得ている。三月には、欧陽志に代って羅廷光が着任、南川県知事と改称している。副司令の職は取消された。六月には、革命後、「地方秩序大紊」れたのに対処するため、南平鎮の郷紳を中心に「保安聯合会」が組

織され、張茂春・鮮宝田が会長にえらばれた。この張茂春が、民国二年冬、革命派の談毅に代って、県団練総局長に  
 なったのである。民国元年中に、国民党・共和党的南川県支部が作られ、川東師範学堂学生劉代俊が国民党の支部長  
 に、清の陳貞生・重慶法政学堂伝習賀能鎮が共和党的の支部長にえらばれており、民国元年の臨時省議會南川県議員に  
 は、この賀能鎮と南川県の革命に際して城内の内応工作に活躍した韋述鑿の兩人がえらばれている。翌二年（一九一  
 三年）の二次革命には、重慶鎮守使川軍第五師長熊克武・国民党員楊庶堪らが、八月四日、「討袁（世凱）驅胡（景  
 伊）」の旗をかかげて響應した。その時南川県知事の任にあったのは、前年の南川県革命の際、熊兆飛とともに來県  
 し活躍した鄧篤であったが、彼は固辞して任を去り、涂海珊が革命軍の命によって着任した。涂海珊は、十月十一  
 日、敗北した革命軍とともに逃亡、袁世凱によって逮捕令状を出されている。南川県では、翌十二日在籍前署方県知  
 事顔孔鑄を代理県知事に推戴した。顔知事は、民国「南川県志」に

「匪風乃熾、顔銳意懲辦、親出查拏、有獲即戮、人心稍定、而四鄉焚劫、重案無日不聞、」  
 とあるように、「匪」の弾圧に全力を傾倒している。

以上が南川県における辛亥革命の簡単な経過である。この革命運動に参加した県人の出自・経歴は、不明な点が多  
 く詳細を明らかにすることができないが、大略を記すと、ほぼつぎのとおりである。

中国革命同盟会員について、

劉代俊 宣統三年八月県教育會會長。川東師範学堂卒業。民国二年県參事會會員、民国三年七月県教育局長。川東師  
 範卒業・高小学校校長の肩書で、民国二十年刊の民国「南川県志」纂修。<sup>(2)</sup>

王懋遷 民国八年（一九一九年）石溪郷教育會を設立。民国十五年（一九二六年）六月に成立し、翌年三月所謂重慶

三・三一惨案の影響をうけて同年四月解散した南川県国民党部（左派）の監察委員。民国十六年（一九二七年）正  
 月、石牛溪団總として附近の団練を率い、涪陵県四鎮郷聯合処長李玉如・南川県冷水関団總趙海舟らと争う。抗争

の原因・性格は不明。<sup>(72)</sup>

唐子方 消息不明。

談毅 辛亥革命前夜、石牛溪進化学堂教員。民国元年県団練総局総局長。同二年冬辞任。以後の消息不明。<sup>(73)</sup>

韋述鑾 民国元年臨時省議會南川県議員。以後の消息不明。<sup>(74)</sup> 清の廩生・高小学校教員の肩書で民国「南川県志」総纂

の任についた韋麟書は、「南川処士韋先生墓表」によれば、南川県鉄村壩の人。祖才壘、父銘竹、兄弟は龍書・鳳書

・鶴書の四人。子は述蘇・述張・述曾の三人とあり、韋述鑾は韋麟書兄弟乃至その一族の子弟かと推察されるが、

民国「南川県志」に、それを裏づけるような記載は見当たらない。<sup>(75)</sup>

民国二年の二次革命失敗後、袁世凱の弾圧とそれに乗じた共和党の策動によって、四川の国民党員には家財を籍没された者など多数の犠牲者を出したといわれるが、<sup>(76)</sup> 南川県国民党員のこの弾圧との関連は、一切不明である。

同盟会員のはたらきかけをうけて蜂起軍を率いた団練界・教育界の郷紳について。

唐文樟 同盟会員唐子方との関係は不明。光緒三十一年（一九〇五年）石溪郷石牛溪の仁寿閣に高等小学校を設立。宣

統三年（一九一一年）県議會議員。保路運動の展開に際しては、民国「南川県志」に、

「革命潮起、即部勒諸弟子、秘密預備、十月初二、会攻県城先至入之、然各郷不逞之徒將乘此浮動、急退整飭団練、彈壓盜賊、処事故任、不避危難而無私、故人無歸之者、維新之初、石牛溪団務学務皆能自樹、文樟之力。」と

あるように、十月二日の県城攻撃には率先して入城したが、各郷の「不逞の徒」が此の機に乗じて蠢動しはじめると、急抛帰郷、団練を整頓強化して「盜匪」を弾圧し、革命後の石牛溪の団練・教育の業務は唐文樟の力によって確立した、とされている。<sup>(77)</sup>

王念侯 北路石溪郷石牛溪の名族。伯父奕慶は儒士、医理を究む。父奕康は武生、咸豊末年同地の団練を主宰、王氏の宗祠や石牛溪の万天宮の修復、仁寿閣の高等小学校創設に尽力。兄沢濃は監生、団練を父からひきつぎ、学校・

祠堂の運営にあづかる。本人は武生。革命に当たっては、重慶と消息を通じ、県内各地と聯絡をとり、蜂起の期日十月二日には、北路軍の首領として、召集した千余人を率いて入城。子・孫には、高中・法政・商業等各学校卒業生が多い。<sup>(78)</sup>

楊暉吉 北路水江郷橋塘の人。幹略にとみ、遠近の豪徒と結納していた。宣統三年県議會議員、民国二年県議事會議員、同参事會會員。辛亥革命には、橋塘の人々を率いて入城した。民国「南川県志」には、

「清宣統辛亥、首唱本邑革命、久辦團練、槍械猛利、彈壓一方、匪徒畏之、  
とあって、團練を運営し、「匪徒」の彈圧に努めたことが伝えられている。<sup>(79)</sup>

涂禎祥 大有郷の武生。家は富裕であった。革命に際しては、東路の義勇軍数百人をあつめて二日午後入城、鎮東軍を形成した。民国「南川県志」には、

「辛亥革命、聚數百人為東路義師、入城、編制號鎮東軍、旋解散歸里、倡辦團練、力能自振、民国八年三月初五、股匪簡炳清・乱和尚等至近、禎祥集本地常練民兵、一面馳信約隣團會攻、大衆未集、率少數先往、遇於福祿場之盧家岡大坪山、匪先乘高力戰、禎祥徒手指揮、彈中要害立殞、蜂蟄有毒、殲我良人、遠近悼惜、」

とあるように、涂禎祥は鎮東軍解散後郷里に帰り團練を主宰していたが、民国八年（一九一九年）三月五日、「股匪」簡炳清・乱和尚らの攻撃をうけ、戦死している。<sup>(80)</sup>

武装蜂起に参加したか否かは明らかでないが、革命後、南川県副司令に推挙された章煦について。

章煦 太平天国石達開軍の攻撃に際して、團練を率いて防戦、戦死した元合郷円村壩の团紳章紳卿の孫。重慶鎮標中營千総で、光緒二二年（一八九六年）南川県团防局が設置された時、初代の管帯（後、練総と改称）となった章才椿の子。南川県团防局練総章煦の弟。前述のように、光緒二九年兄の練総章煦とともに、保正として民兵千余人を率いて「悍匪」楊世玉らと戦い敗北、邸宅を焼かれ、円村壩を一時占拠される。革命後、一九一二年初、衆に推さ

れて南川県副司令となり、蜀軍政府の認可を得た。推挙の経過・階級的性格は不明。同年三月、中央の命令により司令は知事と改称、副司令は廃止される。同年中頃、乱にあい、殺される。この乱の内容・性格は不明。弟章烈は中華民国二年県議事會議員。<sup>(81)</sup>

このように、南川県辛亥革命に義軍を率いて参加した郷紳が、辛亥革命後、「地主の武装」といわれる団練を率いて「盜賊」「股匪」の弾圧に当たっており、なかには「股匪」によって殺害された者もいることは注目される。彼等郷紳が、革命不可避という状況の中で保身のために革命運動に合流、革命の果実を奪おうとした立憲派に属する者であったのか、あるいは古くからの同盟会員乃至革命を支持して来た人々であったのか、史料によって確かめることはできない。しかし、そのいずれであったにせよ、彼等が「土匪」発生の根源である半植民地・半封建体制、就中、封建的搾取関係を廃絶しようとする者でなく、「土匪」を弾圧することを通じて封建的搾取関係を維持し、その上になつてブルジョアの発展をとげようとする者であったことは明らかであり、彼等の参加・協力・統率を必要とした辛亥革命の限界・弱点を示すものである。

しかし、こうした事実から、辛亥革命は「民衆を把握していた」「郷紳による革命」であつたとするならば、それはまた、余りにも一面的である。すでに述べたように、「山寨」を破産せしめ、「冬防」を通年化せしめたような農民闘争の昂揚・郷紳の郷村支配体制の動揺が、南川県辛亥革命を準備する革命状態を作り出したのであり、「防匪防乱」のための「長期団練」のかくれみののもとに同盟会員の武装蜂起の準備がすすめられたのであり、南川県革命軍が形成されたのであつた。四川保路運動の経過にも明らかのように、立憲派郷紳は、運動が封建的秩序をはみだし、暴動となり、革命に発展することを何よりもおそれ、清朝官憲と連合し、封建的秩序を維持することに全力を傾倒したのであつたが、このような郷紳層の思惑・抑制を乗りこえて、民衆の運動は、「罷市罷課」・「抗租抗糧」・更に同志軍の武装闘争へと発展したのであつた。彼等立憲派は、このように革命をおそれ、あくまでも立憲君主制の下での

改良にとどめるべく懸命に努め、異民族専制王朝の打倒・民国の樹立を唱える革命派を敵視した。彼らは「わが党と政府の決戦はなお二義的で、革命党と死戦するのがすなわち第一義である。」と公言してはばからなかったのである。<sup>(82)</sup> 保路運動の発展・同志軍の武装闘争の展開が、遂にこのような郷紳層までも成否必ずしもさだかではない革命運<sup>(83)</sup>動参加にふみきらせたのであり、その意味で、辛亥革命は「中国人民大衆による革命」であった。

なお、辛亥革命後、民国『南川県志』が編纂されるまでの十数年間に、傅濟坤・傅亮書・霍文傑・梅蔭溪・陳燮廷・梁巨川・梁定安・楊春章・吳秉然・劉德孚・王懋脩・鄧伯羽・張河清・郭東山・駱鳳廷・余臨川・陳映山・王繼周・孫思武・姚勳成・夏定元・張丙周らの郷紳・團練紳士二十数名が、「匪」<sup>(84)</sup>によって殺害されているが、これは辛亥革命以前には（太平天国軍進攻期を除き）ほとんどみられなかった現象である。<sup>(85)</sup> 團練紳士戦死者数に対する団練団丁戦死者数が、清代（太平天国軍進攻時）に較べて民国期には激減しており、団丁の戦闘意欲の減退、「匪」の団丁・団紳それぞれに対する対し方の変化を示していることと並んで注目される。<sup>(86)</sup> ここにも、辛亥革命当時は、なお団練紳士に統率・利用されていた農民が、辛亥革命前後のたたかいの経験をつうじて、郷紳の支配の壁をのりこえて立ち上がって行く姿をみてとることができよう。すでに述べたように郷紳の禍楼を石墓と化せしめた事態も、このようにしてたたかいの経験を積むなかでめざめていった農民たちによって生みだされたのである。

## 五

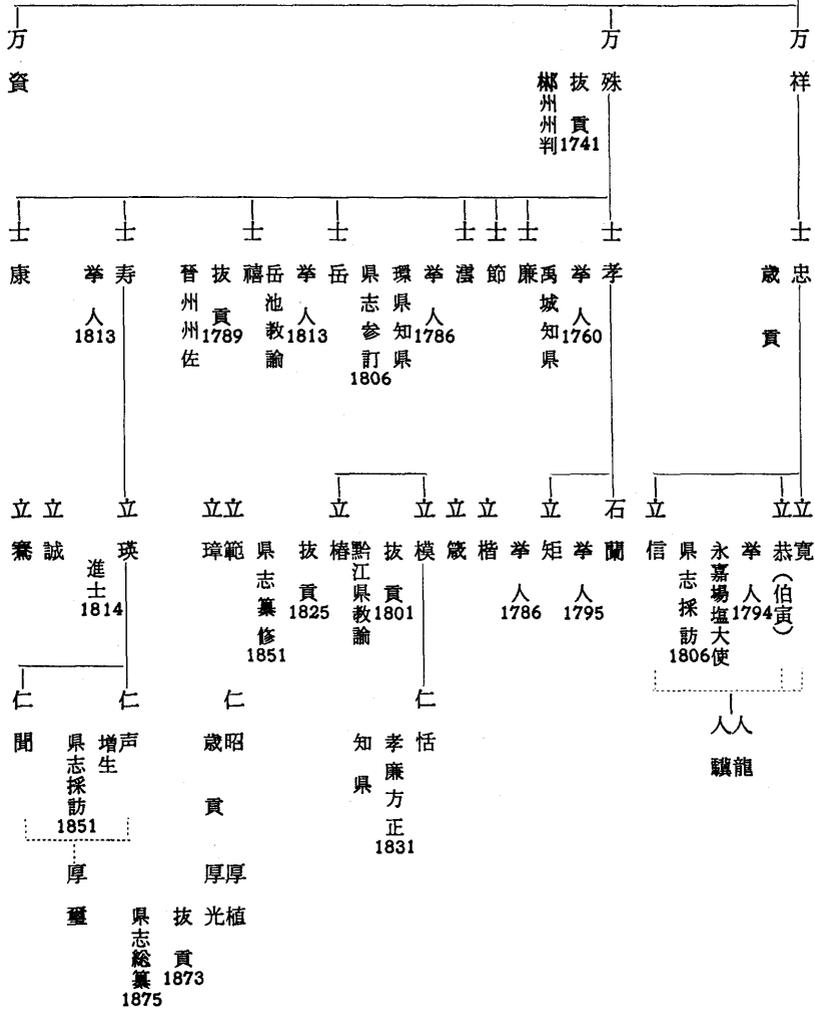
光緒元年（一八七五年）に刊行された『南川県志』巻七 氏族には、南川県の氏族として周氏・楊氏・韋氏・傅氏の四氏があげられている。この四氏は、いずれも一族から進士あるいは挙人を出しており、南川県を代表する名族とその当時評価されていたものと思われる。<sup>(87)</sup>

まず、周氏の世系・略歴表を光緒・民国の両『南川県志』によって構成、表示すると、つぎのようである。<sup>(88)</sup>

周芝芳 師賢

明、舉人 師文

彭水縣知縣



このように、周氏は一九世紀前半までに進士一名・举人七名を輩出し、嘉慶十一年（一八〇六年）刊の『初修南川県志』の参訂に举人周士灃、採訪に举人周伯寅（立恭）を、咸豐元年（一八五一年）刊の『二修南川県志』の纂修に拔貢周立椿、採訪に增生周仁声を、光緒元年（一八七五年）刊の『三修南川県志』の総纂に拔貢周厚光を出している。<sup>(48)</sup>しかし、その後は進士・举人を出すことなく、宣統三年（一九一一年）の県議會議員（二十三名）<sup>(90)</sup>、民国元年の臨時省議會南川縣議員（二名）、同二年の四川省議會南川縣議員（一名）、同八年の四川省議會南川縣議員（一名）にも周氏の名はなく、民国『南川縣志』の襄理（五名）・收支（一名）・総纂（一名）・協修（一名）・纂修（五名）の中にも、周氏の名を見出すことができない。ただ、民国二年の県議事會議員（二十八名）<sup>(91)</sup>の中に、周氏一族とおぼしい周厚鈞の名がみえ、民国『南川縣志』の採訪（四名）に周綺・周世樑の周姓二名がいるが、県志には、彼等がこの周氏の一族であることを示す記述は見当たらない。<sup>(93)</sup>

楊氏については、乾隆三五年（一七七〇年）恩科举人の楊純道、道光三年（一八二二年）の楊浚三以外に、明代の南川県知県楊仕新の末裔と記されている楊姓の者は、咸豐・同治年間の「黔匪・髮匪」の際、団防の運営と糧米夫馬の調達に活躍した増貢生楊全翊だけである。<sup>(94)</sup>

章氏の世系・略歴表を光緒・民国の両『南川縣志』によって構成表示すると、次頁のようである。<sup>(95)</sup>

このように、章氏は道光十六年（一八三六年）の進士章杰生を筆頭に、章仕鴻・章洪瓚・章燦ら三名の举人を出し、嘉慶『南川縣志』の分採に举人章洪瓚・陳生章杰生（後に進士）を、咸豐『南川縣志』の協修に陳生章鼎慶・同章精一・庠生章燦（後に举人）を出している。しかし、光緒『南川縣志』の総纂・協纂・採訪・参訂・校正・經理局務に章姓の者は見当たらず、分採の章祐・章才栢が、この章氏一族に属する者か否かは不明である。民国『南川縣志』についても、襄理・收支・協修・纂修・採訪に章姓の者はなく、総纂の陳生章麟書、義務採訪の章心田・章編・章雅周・章鳳書（麟書の弟）・章馨吾・章幹勲について、県志などに彼等がこの章氏一族であることを示す記述は見当たらず。





以上のように、光緒「南川県志」巻七 氏族にあげられている周・楊・章・傅四氏の子孫で清末（宣統年間）民国前半期の南川県で要職についていることがあきらかなものは、一九世紀後半に入ってから起家した傅氏のみで一九世紀前半までに活躍した他の三氏の子孫には要職についていることが確実なものは見当たらない。

それにひきかえ、宣統三年県議会の議長・副議長は羅雲程・楊雲程・陳秀升であり、民国元年の臨時省議会南川県議員は賀能鎮・章述鑾<sup>105</sup>であり、民国二年の省議会南川県議員は顔孔卓<sup>106</sup>であり、民国八年の省議会南川県議員は羅叔玉<sup>107</sup>であり、民国二年の県議事会議長・副議長は羅祖沢・羅雲程・蕭伝爵・謝鴻鐸<sup>110</sup>であつて、章述鑾（前述53・59頁参照）以外、いずれも光緒「南川県志」巻七 氏族にあげられている周・楊・章・傅四姓には属していない<sup>111</sup>。また、辛亥革命直後に談毅がその任にあつた後、県の有力者が就任することを常とした団練局長には、張茂春・劉成渠・王国佐<sup>115</sup>・張貞齡<sup>116</sup>・張際雲・楊光国・羅雲程・蕭伝爵が就任しており、商會正副会長には楊光国・劉成渠・李応楼の名前が見え、民国「南川県志」の編纂には、襄理に羅雲程・張茂春・蕭伝爵・楊光国・李暄榮、収支に李応楼、総纂に韋麟書、協修に賀能鎮、纂修に陳延烈・皮人鑑<sup>121</sup>・羅祖沢・皮人璞<sup>122</sup>・劉代俊、採訪に楊雲璈<sup>123</sup>・徐海昌<sup>124</sup>・周綺<sup>125</sup>・周世傑<sup>126</sup>、義務採訪に劉榮郷以下五十二名がたずさわっている。これら南川県の要職において相互に重復している人名（脚注）参照を一瞥してもわかるように、一八七五年に刊行された光緒「南川県志」巻七 氏族にあげられた周・楊・章・傅四氏とは別の、新しい南川県支配階層が形成されていること、それが主として一八七五年以降のことに属することは明らかである。このような支配階層の構成の変化・交替が、均分統制や科擧官僚制などを要因とする旧中国社会にいわば一般的な垂直的社會移動にもとづくものであるのか、それとも一九世紀後半、とくに九〇年代以降の特殊歴史的な要因、たとえば、一八九一年の重慶開港などを通じて四川省が世界資本主義市場の一環にくみこまれた結果、土着の産業・手工業が破壊され、かつて「凡開鉄廠数年可致富、起家者多由之、<sup>127</sup>」といわれるほど好景氣にうろおつていた製鉄業者が、前述のように、清代最盛時の四五十家から、民国初期には二十三四家に激減してしまったというような歴史的

状況の変化にもとづくものであるのか、現在のところ、明確な判断を下すことができない。今後の課題として指摘するに<sup>128</sup>ごめたい。

## 註

- 1 周恩来「辛亥革命五十周年紀念大会開會詞」（『人民日報』一九六二年一月一日）
- 2 市古宙三「郷紳と辛亥革命」（『世界の歴史』一五、筑摩書房、一九六二年。市古宙三「近代中国の政治と社会」東大出版会、一九七一年。所収）
- 3 吳玉章「論辛亥革命」（吳玉章「辛亥革命」人民出版社、一九六一年、二五頁）
- 4 註3参照、訳文は、吳玉章「辛亥革命」外文出版社、一九六四年、三三頁。
- 5 毛沢東「新民主主義論」（『毛沢東選集』第二卷、人民出版社、一九五二年版、六六〇頁）
- 6 韋麟書總纂「南川縣志」民国二十年刊、卷一之一 方域 疆域。
- 7 前掲民国「南川縣志」卷四之一 食貨 戸口によれば、六五五〇戸（宣統元年戸房冊）・七三九二戸（民国十四年農署統計課調査）。四川省政府建設庁調査によれば、六三五五九戸（張肖梅「四川經濟參考資料」第二章 人口、B三頁、一九三九年）、四川省政府民政庁調査によれば、六三八一九戸（張肖梅前掲書B九頁）
- 8 前掲民国「南川縣志」によれば、一八一七二人（宣統元年戸房冊）・四〇二八八六八人（民国十四年農署統計課調査）。四川省政府建設庁調査によれば、三〇六六三七八人（張肖梅前掲書B三頁）、四川省民政庁調査によれば、三〇七二五七八人（張肖梅前掲書B九頁）。鄭勵俊編著「四川新地誌」（正中書局、一九四六年）六頁によれば、三二三八六一人。
- 9 前掲「四川新地誌」三一〇頁所載の「表一 四川各県面積・人口・密度・県等」による。同表によつて、四川省一三五県の人口密度の分布を分類表示すると、つぎのようである。

| 人口密度    | 県数 | 数    |
|---------|----|------|
| 601人以上  | 4  | } 15 |
| 501~600 | 3  |      |
| 401~500 | 8  |      |
| 301~400 | 29 |      |
| 201~300 | 29 |      |
| 151~200 | 18 | } 30 |
| 101~150 | 12 |      |
| 100人以下  | 32 |      |

前掲「四川經濟參考資料」第一章土地の四川省各県土地面積及人口密度統計表（A一―七頁）によれば、南川県の人口密度は九・一九人であり、四川省第一六区までの二三四県の中、第九九位である。

| 人口密度    | 県数 |
|---------|----|
| 701人以上  | 2  |
| 601~700 | 3  |
| 501~600 | 5  |
| 401~500 | 18 |
| 301~400 | 18 |
| 201~300 | 25 |
| 101~200 | 28 |
| 100人以下  | 35 |

10 前掲「四川經濟參考資料」所載の「四川省農民人口歴次調査」（B八頁）によれば、四川省の農民人口は、つぎのようである。

四川省農戸及農民人口歴次調査統計表

|   | 人            | 口            | 農            | 戸          | 農   | 民       | 農民估人口百分率 |
|---|--------------|--------------|--------------|------------|-----|---------|----------|
| 民国七年農商部總計   | 調査数          | 五二、〇六三、〇〇〇   | 三、〇六八、〇〇〇    | 三〇、三四〇、〇〇〇 | 五八  | 第十三位    |          |
|   | 估全国          | 第一位          | 第三位          |            |     |         |          |
| 中国農村資料  | 調査数          | 四七、二六三、五三八   | 四、九七五、二五二    |            |     | 第六・五位   |          |
| (民国二年)  | 估全国          | 第一位          | 第四位          |            |     |         |          |
| 二二年以後南京   | 調査数          | 四七、九九二、二八二   | 二五、八七一、三〇一   |            |     | 第五四位    |          |
| 国民政府調査  | 估全国          | 第一位          | 第三位          |            |     | 第十二位    |          |
| 同書所載の四川省政府建設庁調査によれば、四川全省と南川県の、農戸数、農民数、人口、農民の人口に占める比率は、つぎのようである。 |              |              |              |            |     |         |          |
|   | 農戸数①         | 五二、二三八       | 農民数①         | 二七一、六八四    | 人口② | 三〇六、六三七 | 農民估人口百分率 |
| 南川 県  |              |              |              |            |     |         | 八八・六     |
| 四川 省  | ① 一六、三九七、一六二 | ② 三四、二二五、八五四 | ① 四九、三〇〇、七七二 | ② 六九・四     |     |         |          |

① 四川省政府建設庁調査各県農戸及農民人口統計表による。  
② 四川省各県戸口数目統計表による。

- 11 周詢「蜀海叢談」卷一 制度類上 各庁州県
- 12 前掲「四川新地誌」六頁。同書によれば各県の等級は、四川省政府が一九三〇年二月、面積・人口・経済・文化・交通の五項を指標として、四川省一三五県を、一等県二五、二等県三八、三等県三四、四等県二七、五等県八、六等県三に分けたという。
- 13 前掲民国「南川県志」卷四之一 食貨 各税 清代田賦 甲 地丁
- 14 前掲民国「南川県志」卷一四 叢談 南川社会状況 清代
- 15 本文右の引用につづけて、民国「南川県志」には、  
「惟其時、亦有一般受困之民、日窮佃及売力傭、一由工商業微、物賤錢貴、社会經濟極不活動、窮佃歲入不敷、向多穀翁重息借貸、負債終身如荷桎梏、一由雇力人少、傭值甚太低（勞傭每日錢二十、婦女半之、或四之一、且無雇者）、糶佃稍昂、刮樹掘泥、餓李滿路（民国十三年、小升米錢千余文、不及從前每升百十余文之困）、然但有小偷無劫盜、」  
と記されている。
- 16 前掲民国「南川県志」 卷四之一 食貨 各税 清代田賦 乙 津貼・丙 捐輸。同卷十三 前事 歴代 咸豐六年の条。
- 17 津貼・常捐・新捐の他に、従来の火耗銀と、「收糧解糧藩司道府知県戸房各項辦公費用」とをあわせて千八百両、光緒九年より「隨糧帶徵」している。
- 18 前掲民国「南川県志」 卷四之一 食貨 各税 民国田賦
- 19 辛亥革命直後、清代の税金が軽減されたという記述は各地にはないが、増額されたという史料は見当たらない。南川県の場合、革命直後の課税政策については、本文で述べたように常捐・新捐などの副税が「副税」として一括されたことが、民国「南川県志」に記録されているのみで、税額の増減についての記述はない。少なくとも増額されることはなかったものと、考える。
- 20 前掲民国「南川県志」 卷四之一 食貨 雜捐 臨時特別捐、および同書卷一三 前事 歴代 光緒三十一年の条
- 21 銀錢換算率の操作によって、官僚・郷紳・胥吏が私腹をこやし、一般民衆がそのしわよせを受けていた事例を示すと、つぎのようである。
- 「又須帶徵收糧解糧藩司道府知県戸房各項辦公費用、自光緒九年張映南等上控、委員來邑、定案合一五火耗在內、每正額一兩、附徵銀七錢五分、祇以二千四百兩整額、照加共加銀一千八百兩、其徵收法、民間無銀、許以錢合価、每年春初、知県召集大神議（其初隨糧帶徵之費較輕、而合価特高、當時市価銀一兩不過一千數百、而糧銀合至七千余、官紳吏皆有分潤、張映南等因此上控、自定案七分五後、不許抬価、明增暗減、人便民之、然每兩猶三千二百、以備貼補虧累）」（民国「南川県志」 卷四之一 食貨

各税 清代田賦 甲 地丁)

- 22 民国「南川県志」卷四之一 食貨 各税
  - 23 「附加税、(中略) 逮光緒三十四年預備立憲、各地方籌辦自治行政學校警察團練実業諸務、事事需費、乃以田賦業契屠宰等項原額征解者爲國稅、依倚國稅增加帶征供本與用者爲地方稅、中央明定限制、田賦附加、不得過國稅百分之三十、營業稅附加、不得過國稅百分之二十、」(民国「南川県志」卷四之一 食貨 各税 附加税)
  - 24 輸出入貿易には、重慶海關を通過するもの他に、釐金局を通過するものがあつた。宜昌税関の調査によれば、明治三六年(一九〇三年)・同三七年・同三八年に、たとえば綿花がそれぞれ二五万担一二五万五千両・二五万五千担三八八万八千両・二五万九千担三七五万六千両、綿布がそれぞれ三万二千担一三八万六千両・四万一八六九担一六七万五千両・九三三二担三九万七千両、厘金貿易を通じて四川省に入っている(外務省通商局編「清国事情」一九〇七年、九三八頁)。
  - 25 東則正編著「中部支那經濟調査」上卷、上海日本人実業協會、一九一五年、一八二・三頁、一八九一―一九一頁。
  - 26 前掲「中部支那經濟調査」上卷、一九三頁
  - 27 前掲「中部支那經濟調査」上卷、一九二頁
  - 28 石公「四川通信」一九二三年九月一日(「嚮導週報」四一期、一九二三年九月二三日、三三三頁)
  - 29 前掲民国「南川県志」卷四之一 食貨下 工業
  - 30 前掲民国「南川県志」卷四之一 食貨下 商業 清季・民国本邑重要物価一覽表。光緒元年を一〇〇とする物価指數の變化は、民国期に入ると清末の場合とは變化の様相を異にしているが、本稿では表示を省略した。
  - 31 支那省別全誌刊行會編「新修支那省別全誌、第一卷、四川省上」東亞同文會、一九四一年、八二三・四頁。
  - 32 前掲民国「南川県志」卷四之一 食貨下 農業 糧食
  - 33 一九三五年の調査であるが、呂平登編著「四川農村經濟」(商務印書館、一九三六年)一七七一―一八一頁所載の「四川各県農民階層比較表(二十四年上季)」によれば、南川県の農民階層分化はつぎのようであり、
- |     |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|
| 地 主 | 自耕作 | 半自耕農 | 佃 農 |
| 南 川 | 戶 數 | 占 田  | 戶 數 |
| 八五% | 九%  | 八五%  | 九%  |
| 七%  | 六%  | 七%   | 六%  |
| 八〇% | 七九% | 八〇%  | 七九% |

総戸數の一割にみたない地主に、八五%の土地が集中し、自耕農(自作農)は総戸數の五%にすぎない。呂平登は、この階層分

化について、

「酉陽・彭水・南川・綦江之下川東区域、地主數量占百分之八至十、占田百分之八十至八八、自耕・半自耕農數量、百分之四至六、占田百分之四至九、這是因為這些辺区、困闕、劣、發達、土地完全集中在此輩之手、中小農除辺地山地外、完全破産、佃戸則由百分七八至八九、土地則由七十至八二、這是因為中小農之没落和鄉村地主分割耕地細碎之故、」  
と述べている。

34 前掲民国「南川県志」卷十一之一 人物二表 団練紳首弁兵遷難表。

35 前掲民国「南川県志」卷十一之一 人物一 列伝 謝金鎔伝

36 前掲民国「南川県志」卷十三 前事 歴代 光緒二年の条

37 註36参照。なお民国「南川県志」卷九 兵防 清代 団防の条には、光緒三年のこととされている。

38 「清、嘉慶二十四年、邑令彭履坦奉文集紳富、勸捐買田收穀貯倉、以濟凶年、故曰濟倉」（民国「南川県志」卷四之一 食貨

倉儲）

39 前掲民国「南川県志」卷十三 前事 歴代 光緒三年の条

40 前掲民国「南川県志」卷九 兵防 清代 団防、および同書卷十三 前事 歴代 光緒三年の秋の条。余棟臣起義は光緒二

四年の事であり、同書には光緒二四年の条が欠落しているので、光緒二四年秋と傍点部分を補った。

41 前掲民国「南川県志」卷九 兵防 清代 団防、同書卷十四 雑述 叢談 南川社会状況 清代

42 前掲民国「南川県志」卷十三 前事 歴代 光緒二八年の条

43 前掲民国「南川県志」卷十三 前事 歴代 光緒二六年の条

44 前掲民国「南川県志」卷九 兵防 清代 団防、同書卷十三 前事 歴代 光緒二八年の条、同書卷十四 雑述 叢談 南川

社会状況 清代

45 前掲民国「南川県志」卷九 兵防 清代 団防、同書卷十一之一 人物一 韋紳卿伝附才椿伝、同書卷十三 前事 歴代 光

緒二九年の条

46 前掲民国「南川県志」卷六之一 風土上 雑俗 邪教、同書卷十三 前事 歴代 光緒三十一年の条

47 前掲「南川県志」卷九 兵防 清代 団防、同書卷十三 前事 歴代 光緒三十一年の条、同書卷十四 雑述 叢談 南川社会

状況 清代

- 48 前掲「南川県志」巻九 兵防 清代 团防、同書巻十三 前事 歴代 光緒三年の条、同書巻十四 雑述 叢談 南川社会状況 清代
- 49 前掲「南川県志」巻十三 前事 歴代 光緒三年の条、同書巻十四 雑述 叢談 南川社会状況 清代
- 50 熊克武「辛亥前我参加的四川幾次武装起義」(中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編「辛亥革命回憶録」第三集、中華書局、一九六二年、一一二六頁)
- 51 前掲民国「南川県志」巻十三 前事 歴代 宣統元年の条、同書巻十四 雑述 叢談 南川社会状況 清代
- 52 前掲民国「南川県志」巻九 兵防 清代 团防
- 53 本文に引用したように、民国「南川県志」巻九 兵防 清代 团防には、「知県唐之声又札各保、通辦冬防、」とあるが、同書巻十四 雑述 叢談 南川社会状況 清代には、「城中招常練、郷团、年辦冬防、」とあり、通辦冬防とは、年辦冬防と同じことをさしていると思われる。
- 54 谷口規矩雄「明末清初の堡寨について」(『東海史学』第九号、一九七三年)は、湖北省の例であるが、堡寨(山寨)は明の正徳年間(一五〇六一—二二)河北の劉六・劉七らの反乱が湖北に及んだ際に盛んに建設されており、同地方の堡寨による郷村防衛の伝統は、元末の農民反乱に発すると考えることも可能ではなからうか、とされている。
- 55 この「碉楼」破産の記事は、民国「南川県志」巻九 兵防 清代 团防の条に関連記事としてでてくるが、同書同巻 民国 团練の条には、「(民国八年十二月)時惟城区南平鎮興隆場数処被患較輕、其余各局所当中被匪及軍隊提鎗焚場解散、至少亦兩三次、多至四五次、团正甲長以認真辦匪被暗殺明擄者、不下二三百人、事後勉強設法再辦、多築碉楼為住所(八・九年鳴玉郷向家溝・石籠廟兩碉楼俱被攻破)」とあり、「碉楼」の破産は、清末のことではなく、民国時代のことに属すると思われる。
- 56 四川保路運動については、野沢豊「辛亥革命の階級構成」(『歴史学研究』一五〇号、一九五一年三月)、田中正美「四川暴動の発端に関する一試見」(『史潮』四四号、一九五一年四月)、内田直作「粵漢鐵路風潮の経過」(『一橋論叢』三二巻四号、一九五四年)、市古宙三「四川保路運動の首脳部」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』六号、一九五五年三月)、Chuzo Ichiko, *The Railway Movement Szechuan in 1911*. (Memoirs of the Toyo Bunko, 14.1955) — この二論文は市古宙三「近代中国の政治と社会」(東大出版会、一九七一年)に収録、中国の何重仁「辛亥革命時期四川從保路到独立的経過」(『中国科学史研究所第三所集刊』第一集、一九五四年七月)、陳瀛濤「四川保路運動」(『辛亥革命五十週年紀念論文集』一九六二年

- 一二月)、台湾の全漢昇「鉄路国有問題与辛亥革命」(「中国現代史叢刊」一、正中書房、一九六〇年)参照。
- 57 川漢鉄路公司臨時股東總會準備会會議記録(戴執礼「四川保路運動史料」、科学出版社、一九五九年、一五一―一五五頁)
- 58 石体元「憶成都保路運動」(前掲「辛亥革命回憶録」三、四七頁)
- 59 四川保路同志会講演部 講演及組織同志協会辦法(前掲「四川保路運動史料」一八五頁)
- 60 同右、一八五―一八七頁
- 61 彭芬「辛亥遷清政変発源記」(中国史学会編「辛亥革命」四、上海人民出版社、一九五七年、三三四頁)
- 62 四川保路同志会講演部 講演要旨(前掲「四川保路運動史料」一八七頁)
- 63 「成都特別通信」四・七・九・十一・十二(「民立報」辛亥年七月二三日・二五日・同日・二八日・同日号)
- 64 蒲殿俊等被釈放後告全川人民請停止戰闘書(前掲「四川保路運動史料」四八九―九一頁)
- 65 前掲民国「南川県志」卷三 職官 清代・民国、同書卷九 兵防 清代 団防・同民国 団練、同書卷十一 人物、同書卷十三 前事 歴代・民国などを参照。
- 66 一九二二年四月二七日、成都の大漢四川軍政府と重慶の蜀軍政府が合併して四川都督府が成立し、重慶には重慶鎮撫府が置かれ、初代の鎮撫府総長には蜀軍副都督であった同盟会員夏之時が任命されたが、彼は固辞し、代わって袁世凱一派の胡景伊が鎮撫府総長に任命された。この命令は、夏之時ではなく、胡景伊の発したものであろう。
- 67 劉明昭「法団翻謬」(民国「南川県志」卷十二 藝文 散駢文)
- 68 向楚「重慶蜀軍政府成立親歴記」(前掲「辛亥革命回憶録」三、八三・四頁)
- 69 王子騫・吳祖沅「蜀軍始末紀実」(前掲「辛亥革命回憶録」六、二二六・七頁)、健廬「民国四川大事記、十二」(「四川文獻」三八期、一九六五年一〇月、二三頁)
- 70 前掲民国「南川県志」卷十三 前事 民国二年十月十一日の条、その他、同書 卷三 職官 民国 県知事 顔孔鑄の条参照。
- 71 前掲民国「南川県志」 重修南川県志在事姓氏、同書卷三 職官 民国、同書卷八 選挙 民国議員、同書卷十三 前事 歴代・民国。
- 72 前掲民国「南川県志」卷二 建置 会场、同書卷七 学校 学会、同書卷九 兵防 団練、同書卷十三 前事 歴代。
- 73 前掲民国「南川県志」卷九 兵防 団練、同書卷十三 前事 歴代。
- 74 前掲民国「南川県志」卷八 選挙 民国議員、同書卷十三 前事 歴代・民国。

75 龍俊「南川処士韋先生墓表」(「四川文獻」五六期、一九六七年四月、一三頁)、前掲民国「南川県志」卷十一 人物 列伝 韋庭勳伝。

76 前掲「蜀軍始末紀実」二二七頁、石体元「四川共和党紀略」(前掲「辛亥革命回憶録」六、四七七―四九四頁)

77 前掲民国「南川県志」卷一 方域 名勝。同書卷八 選舉。同書卷十一 人物 列伝 唐廷拳伝付子文禱。

78 前掲民国「南川県志」卷十一 人物 列伝 王奕慶伝付弟奕康・康子念侯。

79 前掲民国「南川県志」卷八 選舉。同書卷十一 人物 譜。同書卷十三 前事 歴代。

80 前掲民国「南川県志」卷十一 人物 列伝 涂禎祥伝。同書卷十三 前事 歴代。

81 前掲民国「南川県志」卷八 選舉 民国議員。同書卷九 兵防 清代 國防。同書卷十一 人物 列伝 韋紳卿伝付子才椿。

同書 卷十三 前事 歴代・民国。

82 丁文江編「梁任公先生年譜長編初稿」世界書局、一九五九年、二二八頁

83 陳日剛の「大足同志軍」(前掲「辛亥革命回憶録」三、二五八―二七一頁)によれば、大足県選出の四川諮議局議員王樹槐(四川諮議局議長で進士の蒲殿俊と同年の挙人で、彼とともに立憲派)と四川通省優級師範学堂学生陳炳光(陳日剛の兄)の兩人は、大足県の有力郷紳として、大足県保路同志会の中心人物であった。しかし、同志軍の武装闘争が発展し、張桂山(有名な一八九八年余棟臣起義の幹部。投降を拒否して以後山中に潜伏し抗戦を継続。保路同志軍の一指導者)が下山、彼等兩人を頭目にいただき同志軍の闘争に参加しようとしているというニュースに接すると、擋箭牌(失敗の際の責任者)にされることをおそれ、王樹槐はとるものもとりあえず成都に逃亡、陳炳光も山間の洞窟に難をさげ、弟陳日剛に食事を運んで貰っており、その後、成都に脱出している。陳師雄の「記崇慶一支同志軍的始末」(前掲「辛亥革命回憶録」三、二〇七―二一七頁)によれば、崇慶県では同志軍の蜂起に当たって、紳糧(地主)たちは、蜂起が成功した時には彼等の手に権力が入り、失敗した時には責任をなすりつけられるような人物を求めて、獄中の哥老会員孫沢沛を弟を替玉に使って脱獄させ、彼を同志軍の首領にしたという。なお、この孫沢沛は、辛亥革命前後のたたかいの中で革命思想にめざめ、袁世凱の帝制運動に反対、護国軍起義には自発的・積極的に参加している。

84 前掲民国「南川県志」卷十一 人物 表 団練紳首弁兵遺難表 民国。

85 「魏子寅、北路乾豊場武生、清光緒季、充本場保正、時匪勢已横利用快槍、子寅嚴正嫉惡、邑令雷登登閣復委軍之、遂益激厲、且与本地勢豪不相能、值新年、匪託叩賀刺之於堂立斃、匪逃、雷令出差嚴緝、遂不能獲、強盜之敢戕郷保、自此始、」(前掲民

国「南川県志」卷十一 人物表

- 86 前掲民国「南川県志」によれば、太平天国軍來攻時の团丁戦死者は三百名をこえているが、郷紳の戦死者は韋紳卿・唐洵・唐正字・文際昌・梁立棟・鄧卓南・王秉繪・李永松・黄永佐・黄永礼・李学玩・李仕俊・譚明理ら十数名であり、その比率は郷紳・团紳一名に対して团丁二十名以上である。光緒二十九年円村壩の戦では、大旗韋振武以下練丁三名、民兵四十余名が戦死している。これに対して、民国に入ると、郷紳の死者二十数名に対して、团練班長・团丁の戦死者は約八十名(甲長・班長等二十名、团丁五十数名)にすぎない。これは团丁の戦闘・防衛意欲の変化、「匪」が团練紳士に攻撃の矛先を集中するに至ったこと、「匪」がいわば外からの「匪」から、農村内部からの「匪」となり、团丁との関係も変化したこと等にもとづくものであろう。
- 87 光緒「南川県志」編纂以前に、清朝の進士・挙人を出した氏族は、進士が周立瑛・韋杰生・傅丞憲の三名でいずれも本文中の四氏に属している。挙人は二二名で、その中この四氏に属していない者は、乾隆年間の李光瓚・莫秀榮、道光年間の康作霖・劉鈞・袁鶴如、同治年間の徐大昌・王永傑、駱国恩の八名にすぎない(前掲民国「南川県志」卷八 選挙 前代科巨)
- 88 周氏の原籍は江西吉水、明万歴年間に仕官して貴州婺川に移る。周芝芳の父周培衡は、明の進士・陝西鳳翔府知府。周芝芳は崇禎二年(一六三九年)彭水県知県となり、明末の乱を避けて康熙六年(一六六七年)南川西路観音橋に移住。四世の士孝より十世にいたる間、「入膠庠三十八人、食餼十二人、貢成均七人」(光緒「南川県志」卷七、氏族)輩出したという。
- 89 嘉慶「南川県志」編纂の構成員数は、参訂一・採訪一・分採九・督刊二・繕稿二の一五名。咸豐「南川県志」は、纂修七・協修三・採訪一三・校正二・經理局務四・繕稿一〇・騰録二・繪図一の四二名。光緒「南川県志」は、総纂三・協纂四・採訪二・参訂五・校正六・經理局務二・分採二七・繕稿八・繕書二・繪図一の六〇名。民国「南川県志」は、襄理五・收支一・総纂一・協修一・纂修五・採訪四・義務採訪五二・繪図一・繕写二の七二名である。以上、いずれも知府・知県等の監修や彫工は省略。
- 90 民国「南川県志」卷二 建置 会場によれば、宣統三年八月に成立した県議會は、一城一鎮九郷より投票で二十五名の議員を選出し、議員の投票によって四名の参事会会員を選んだという。しかし、同書卷八 選挙 清宣統三年県議會にあげられている議員名は二十三名である。
- 91 民国「南川県志」卷二 建置 会場、および同書卷十三 前事 歴代 宣統三年の条によれば、宣統三年に選出された県議會は、辛亥革命後、議長羅雲程が辞職、楊雲墩が副議長より議長に、陳秀升が副議長に昇格した。民国元年、県議會は県知事羅廷光と衝突、蜀軍政府の命令によって解散させられた。翌民国二年議員二七名が選出され、議員の投票によって参事会会員五名が選ばれたという。しかし、同書卷八 選挙 民国議員 中華民國二年県議事會議員・参事会会員に名前をあげられている者は三

十二名(議員の辞職・死亡によって補選された者六名を除くと二十六名)である。その中、参事会会員として名前をあげられている者は羅雲程(後、県議事会議長として転出)・皮人瑛・劉代俊・楊暉吉および張毅(羅雲程が県議事会議長に転出後、議員より参事会会員に補入)の五名である。

92 周厚、鈞は、周厚、光・厚、植らと厚の字を共通にしている。光緒「南川県志」校正の周厚、喧も、多分周氏一族であろう。

93 周姓の祠堂は、東門外、西路興隆場張八溝、西路周家湾にあり(民国「南川県志」卷五之一 礼儀 吉札)、これら周姓の者がこの周氏一族とは断定しがたい。

94 楊氏の原籍は山西太原府陽曲県、明代天順三年(一四五九年)、進士楊仕新が南川知県として赴任、その後弟仕敬とともに永住。「由二世至六世、以明經文学著者十有八人、鼎革後、由七世逮九世又三十八人、十一世純道(中略)浚三(中略)、此外入庠貢成均者十五人、十二世又十六人、十三世又十七人。」(「光緒「南川県志」卷七 氏族」という。楊姓の祠堂は、城内北街、東門外劉黃溪、南路陳家場、北路楊家廟にある。

95 韋氏の原籍は湖北、南宋理宗の時の徐州節度使韋大即、南川県城区の灌壩に葬られる。五世の孫正元は、元末の進士で明初に臨洮府知府。六世の如孟は賢良方正、七世の万有・克有は歳貢、十一世邦聘は明の進士で彝陵州知州、十三世嘉佩は廩生、嘉陞は歳貢生で太平県教諭、十六世必現は雍正七年(一七二九年)府学拔貢、学謨は貢生、十七世が仕鴻。「貢成均入費序者、難枚挙、世世相承、方輿未艾。」(光緒「南川県志」卷七 氏族)という。

96 韋才栢は、本文に後述する東路元合郷田村壩の団紳韋紳卿の子韋才栢と同一人物であろう。

97 韋麟書については、「南川処士韋先生墓表」(「四川文獻」五六期)や父の「韋庭勛伝」(民国「南川県志」)があるが、韋仕鴻・韋杰生一族との関係については、いずれにも記述がない。なお、韋麟書は、水江郷鉄村壩の人、祖父は增生の才壩、父は銘竹(諱は庭勛)。

98 田村壩の韋紳卿の子は才栢・才椿であり、韋惠卿の子が杰生(初めの名は才楫)・兼生であって、両者は世代毎に名前の一字卿・才をそれぞれ共通にしているかのように見える。しかし、紳卿の孫は熙・煦・杰・烈であり、惠卿の孫は鼎慶(杰生の子)・臨慶(兼生の子)であって、両者は孫の世代の場合には一字を共通にしていなければかりでなく、韋惠卿の子の世代杰生・兼生と、韋紳卿の孫の世代熙・煦・杰・烈と、異なる世代で火偏を共通にしており、この二つの韋氏は、同系統であるというよりも、むしろ祖先を異にする別系統である可能性の方が大きいようにも思われる。ところが、韋杰生一族である韋燦の父は才榮であり(光緒「南川県志」卷七 封典)、この場合には韋紳卿の子・孫と世代毎に一字を共通にしている。後注99参照。

99 韋杰生一族の先祖韋大郎は城区瀧壩に墓があり、九世の韋志通は田村壩(韋紳卿一族が世居)に墓、西城外に神道碑があり、十一世の韋邦聘は田村壩、十八世の韋洪瓚は治西十里鏡子塘、韋洪堅は治北六十里鉄村壩、十九世韋惠卿は治西六十里にそれぞれ墓がある。韋惠卿の子二十世韋杰生は治西七十里老鷹岩に墓、西城外五里龍濟橋に神道碑があり、杰生の子二十一世韋鼎慶は治南四十里陳家場に墓がある。また、挙人韋燦の墓は治南郭外にある。同じく一族韋葆初の原籍は東路水江郷水江石とされており、祖父の時に涪州長壩場に移っている。一族韋精一は西路観橋郷白沙井の人、一族韋宜卿は北路水江郷鉄村壩(韋麟書と同じ)の人とされている。なお、韋姓の祠堂は、城内、東路田村壩、西路分水嶺にある。また、民国「南川県志」には、観橋郷漢昌壩の人韋仕徳、その曾孫廷旭、廷旭の族弟才治や、韋巨瓚などの列伝があるが、血縁関係についての具体的な記述はない。

100 傅氏原籍は江西南昌、明初に傅文通が巴県知県となる。その孫必勝、宣徳四年(一四二九年)挙人となり四川に赴任、景泰三年(一四五三年)南川東郷鎮に移住、南川万盛場傅氏の始祖とされる。二世の魁は庠生、鼎は貢生、旭は貢生で教諭、三世の添璋は貢生で大邑訓導、添琳は貢生で武陵知県、四世の雲漢は拔貢で寿州知州、五世の拱章は夔城知県、近川は襄陽知県、拱琦・拱位・拱彦はいずれも教職を授けられる。六世は不仕、七世の良吏は明末の貢生で大邑教諭、八世の于楓は貢生、于梧は武生で署璧山汎、于位は建始知県、于偉は行伍より起身して遵義都司となる。九世より十三世の間記述なし。従って傅氏は、事实上、十四世の傅銳兄弟より起家したと考えてよからう。民国「南川県志」には、「邑南方盛場傅氏、自明景泰時來邑奠居、文武縉紳四百余年相承不替、惟年代悠邁、典型滅没、旧志載人物、自銳懿始」と記されている。なお、傅氏の祠堂は、南路万盛場にあるだけである。

101 先祖羅榮升は西路観音橋の諸生、嘉慶年間万天宮の修築に錢八百余貫を寄附。その子恕欽は庠生、曾孫明友は大学生、雲程は玄孫にあたる。羅雲程は、増貢生・四川通省自治研究所卒・宣統三年県議會議長(辛亥革命後辞職)・中華民國二年県参事会会員・県議事會議長・紅十字分会会長・管獄員・団練局長・民国「南川県志」襄理。(民国「南川県志」在事姓氏、卷二 建置衙署・会场、卷三 職官 民国、卷八 選挙 民国議員、卷九 兵防 団練、卷十 公善 会、卷十一 譜 公廉 羅榮升、卷十三 前事 歴代)

102 後注仍参照

103 陳秀升は、恩貢・宣統三年県議會議副議長(民国「南川県志」卷八 選挙 五貢・民国議員、卷十三 前事 歴代)。

104 賀能鎮は、廩貢生・重慶法政伝習・共和党南川県党長・民国元年臨時省議會南川県議員・民国「南川県志」協修(民国「南川県志」在事姓氏、卷八 選挙 民国議員、卷十三 前事 民国)。

105 本文五三頁参照。

106 顔孔卓の先祖は江北庁の人、祖懐紳の時、陳家場(南平県)に來住、父宗齡善医を以て起家。兄孔鑄は増貢生より教諭の職を捐い、麗江県知県等を歴任、民国後、同二年・五年の政変の際、郷人に推されて南川県知事の職務を執行。孔卓は附生、成都優級師範より北京全国優級師範に入る、民国二年の四川省議會南川県議員。(民国「南川県志」卷八 選挙 民国議員、卷十一 人物 顔孔鑄伝、卷十三 前事 民国)。

107 先祖の羅大泰は、西路観音橋白花園の人、家貧しく早く両親を失ない、雲南に赴き耕織に励んで富裕となり、郷里に帰る。その孫炳義・讓泉は文生。羅叔玉(現歿)は曾孫にあたる。(民国「南川県志」卷八 選挙 民国議員、卷十一 人物 譜 孝義 羅大泰)

109 羅祖沢は、増生・日本宏文学院速成師範科卒・清末勸学所視學員・民国二年県議事會議長・民国「南川県志」纂修(民国「南川県志」在事姓氏、卷三 職官 清代・民国、卷七 学校 学款、卷八 選挙 民国議員、卷十三 前事 歴代)

109 蕭伝爵は、重慶法政学堂卒・民国二年県議事會副議長・南川県知事代理・団練局長・民国「南川県志」襄理(民国「南川県志」在事姓氏、卷三 職官 民国、卷八 選挙 民国議員)

110 謝鴻鐸は、宣統三年県議會議員・民国二年県議事會副議長、(民国「南川県志」卷八 選挙 民国議員)

111 宣統三年県議會議員と民国二年県議會議員に重復して議員となっている者には、羅雲程・謝鴻鐸・張貞令(後述)・楊暉吉の他に、段揚善・黄心煜・王国相がある。一族であることが明らかなる者には、前述傅氏の鴻烈(宣統)・公薄(民国)と、童毓祥(宣統)・聚祥(民国)兄弟がある。童氏は、南路德隆場の名門で、曾祖父梁斗は道光十年秦村溝教匪の叛乱鎮圧に活躍。祖父顯楫は歳貢生。父葆生は団務を管理し、津捐局・三費局を司る。次男応祥は廩生。三男聚祥は廩生・孝廉方正。父葆生の命をうけて光緒三十年、兄弟二人で崇実小学校を開設。四男毓祥は成都法政校卒。五男錫祥は米國コロンビア大学やシカゴ大学に留学・国民政府經濟部次長。姉妹の俊屏は成都大学卒・中国青年党四川党部委員・一九四七年全国国民代表大会代表。童姓の祠堂は德隆場にしかない。本文(四四頁)の、光緒三十三年劉天成に掠奪をうけた德隆場の童仲藩は一族と思われるが、具体的な血縁関係は不明である。(民国「南川県志」卷五 吉禮 祠堂、卷七 学校 高初級学校、卷八 選挙 民国議員、卷十一 人物 列伝 童梁斗伝 鄭秀卿「童俊屏女士」(「四川文献」六五期)。劉泗英「童季齡先生八十寿序」(「四川文献」一二七期)を参照)

112 「(民国)八年、奉省陸軍總司令文、正式恢復県団練總局、為全県団務繪機関、管理人称局長、各法団及各郷団総票選二人、県知事処詳省団練總局扱一委任、兩年交代、」(民国「南川県志」卷九 兵防 団防)、なお注33参照。

- 113 張茂春の名は穀、陳家場(南平鎮)近在の人、民国二年県議事會議員・同参事會會員・団練局長・南平鎮督練長・巴南清郷処長・陳家場平兒院を創設・民国「南川県志」襄理、(民国「南川県志」在事姓氏、卷三 職官 民国、卷八 選挙 民国議員、卷九兵防 団練、卷十 公善 育嬰堂、卷十三 前事 民国、卷十四 雑述 叢談)
- 114 劉成渠は、民国六年商會副會長・団練局長(民国「南川県志」卷二 建置 会场、卷三 職官 民国、卷九 兵防 団練)
- 115 王国佐は、宣統三年県議會議員・民国六年県団練局を承辦(民国「南川県志」卷八 選挙 民国議員、卷九 兵防 団練)
- 116 張貞齡は、宣統三年県議會議員・民国二年県議事會議員・団練局長(民国「南川県志」卷三 職官 民国、卷八 選挙 民国議員)
- 117 楊光国は、商會會長・団練局長・商會公断処長・民国「南川県志」襄理(民国「南川県志」在事姓氏、卷二 建置 会场、卷三 職官 民国、卷九 兵防 団練)
- 118 李応楼は、商會副會長・民国「南川県志」收支(民国「南川県志」在事姓氏)
- 119 李暗栄は、北京法政大学卒・文官考試分發奉天知事・教育局長・民国「南川県志」襄理(「民国県志」在事姓氏、卷三 職官 民国)
- 120 陳延烈は、拔貢生・北京法政大学法律科卒・教育局長・民国「南川県志」纂修、南川県人ではなく、舒永県人(民国「南川県志」在事姓氏、卷三 職官 民国)
- 121 皮人鑑は、附生・考授吏職・両等女学校校長・民国「南川県志」纂修(民国「南川県志」在事姓氏)、後註122参照。
- 122 皮人璞は、廩生・民国二年県議事會議員・同参事會會員・教育會會長(民国「南川県志」在事姓氏、卷八 選挙 民国議員)、皮人鑑とは多分同世代の一族であろう。
- 123 楊雲墩は、廩生・四川通省自治研究所卒・管獄員・統計課長・民国「南川県志」採訪(民国「南川県志」在事姓氏、卷三 職官 民国)、なお、同県志卷十三 歴代 宣統三年県議事會成立の条には、副議長楊雲墩(革命後正議長)とあるが、卷八 選挙 には、宣統三年県議會議員は楊雲程(革命後正議長)とある。程は墩の誤植だとすれば、両者は同一人物となる。
- 124 徐海昌は武生・民国二年県議事會議員・東北区勸学員・民国「南川県志」採訪(民国「南川県志」在事姓氏、卷八 選挙 民国議員)
- 125 周綺は川東師範学堂卒・民国「南川県志」採訪(民国「南川県志」在事姓氏)
- 126 周世樑は高級小学校卒・民国「南川県志」採訪(民国「南川県志」在事姓氏)

127 民国「南川県志」卷四之二 食貨下 眞業 砒石 鉄砒の条

128 民国「南川県志」卷十四 雜述 叢談 南川社会状況 清代には、「及髮匪入境兩次、頗事殺戮、危城幸保、回旋境内、不過旬月、而燬室廬燒積聚、又有黔匪逼近前後虛驚殆十年、上寨練團、派供軍米、甲子（一八六四年）大饑、鴉片亦於是時逐漸蔓延、元氣始衰、風俗日薄、故家大半彫落、黔中殺戮空虛、流民挈妻子釜益顛連以往者屬路、此社会隱一變遷也、及光緒中年、全局救寧、喘息已定、黃張二令在任日久、廉惠愛民、年穀屢豐、物価復平、方孳孳作興旧文学培植、士類幾復嘉道時景象、時全困大局已不能支、邑人僻在辺隅未之聞也、甲午（一八九四年）後、謠駭日至、盜賊乃起、……」とある。

129 民国「南川県志」卷十四 叢談 南川社会状況 民国には、辛亥革命後の南川社会状況の変化について、

「民国社会、優於清代者、在種種解放、一日見聞、（中略）、二日遊歷、（中略）、三日身體、（中略）、四日言論、邑人舊時鮮長言論、父兄師長訓飭子弟、以多言爲戒、官長團保聽訟剖爭、禁拒辨駁（官長輒預偏袒不依理據法、有反詰者、即斥爲逞刁、不得盡其辭）、今學堂提倡言論、課餘特開談判練習、凡有多人公會、雖鄉市必開會演說、宣布宗旨、事關地方得失、照章集法定人列席、許各據意見、公務繁密、函牘交涉、須據章程法律、不似從前之論（勿）粗疎也、五日民氣、舊時邑中民氣極爲靡懦、最忍直言、怕帶過、遇公衆損害、止求自身脫累、有以羶直抗官長獲咎者、不惟莫救助、反以不量事及做上笑之、會議全縣重務、由一二豪紳承奉長官私意、以布於衆、是是是三字爲對官恆語、議捐議糧、往往重於他縣、故官場以南川縣官爲好做、鄉民之不敢抗議豪紳、與畏長官同、豪紳即以趨衙媚官、爲攬權利庄鄉間之本領、民國以來、少年剛銳、始有侃侃敢言者、學生旅外、以維持桑梓自任、新聞快郵、詆揭黑幕要人多失之過、當且不免詬誶失體、然要勝於從前之力戒緘口也、」

と、述べている。